

第 2 期

香美市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和元年 11 月時点
香美市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	3
1 統計による本市の状況	3
2 アンケート調査結果の概要.....	8
3 現状を踏まえた課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標.....	21
3 施策体系.....	22
4 基本目標について	23
5 教育・保育提供区域の設定.....	23
第4章 施策の展開	24
1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり	24
2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり	34
3 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり	38
第5章 計画の推進体制	43
1 地域における子育て支援の推進.....	43
2 計画の点検・評価	43
関係資料	44
1 香美市母子保健評価指標.....	44
2 香美市子ども・子育て会議条例.....	44
3 香美市子ども・子育て会議委員名簿	50

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に進行する少子化に対応するため、子ども・子育て支援の様々な取組が進められています。しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は、子どもや子育て家庭の数だけそれぞれのライフスタイルや価値観があり、それらに伴う課題やニーズがあります。近年では、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で、子ども・子育て支援を推進していくことが重要です。また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

国では、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という）が平成27年度から施行されました。新制度の下では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応に取り組んでいくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する方向で動いています。

『第2期香美市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や香美市（以下、「本市」という）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『香美市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「前回計画」という）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実のほか、母子保健事業、特別な支援を必要とする子どもや子育て世帯への支援施策の展開等、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。なお、本計画は、これまで取組を進めてきた前回計画の考え方を継承するとともに、母子保健計画を兼ねるものとします。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第2次香美市振興計画」や「第1期香美市障害児福祉計画」、その他関連計画との整合性をもって策定します。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
香美市 子ども・子育て 支援事業計画	見 直 し	本計画期間					次期計画期間				

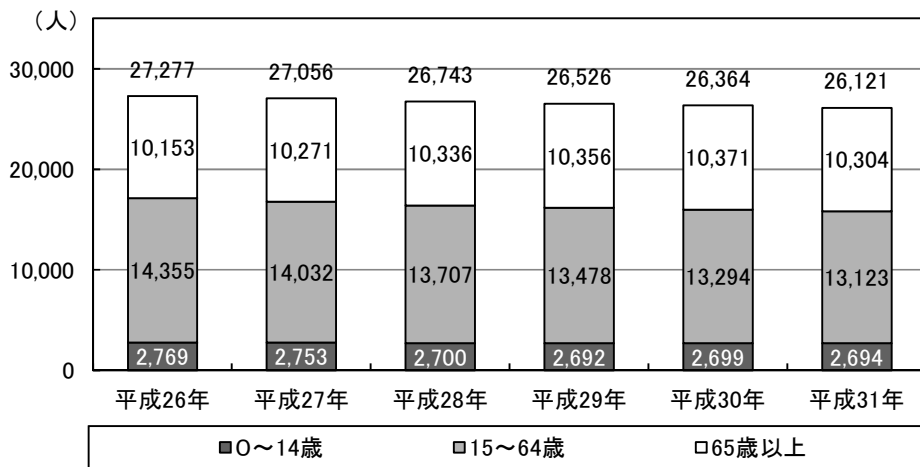
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 統計による本市の状況

◆◆現状◆◆

1. 年齢3区分別人口の推移

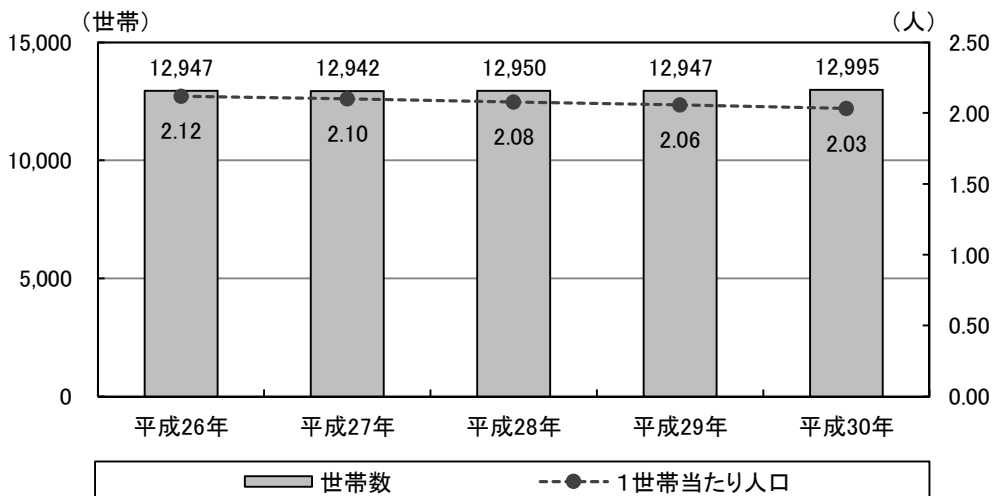
全体人口は年々減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）は平成 30 年にわずかに増加したものの減少傾向にあります。高齢者人口（65 歳以上）は平成 30 年までは増加傾向にあり、令和元年にはわずかに減少しましたが、高齢化率は 39.4%と約 4 割を占めています。



資料：香美市 住民基本台帳（各年4月1日付）

2. 世帯数の推移

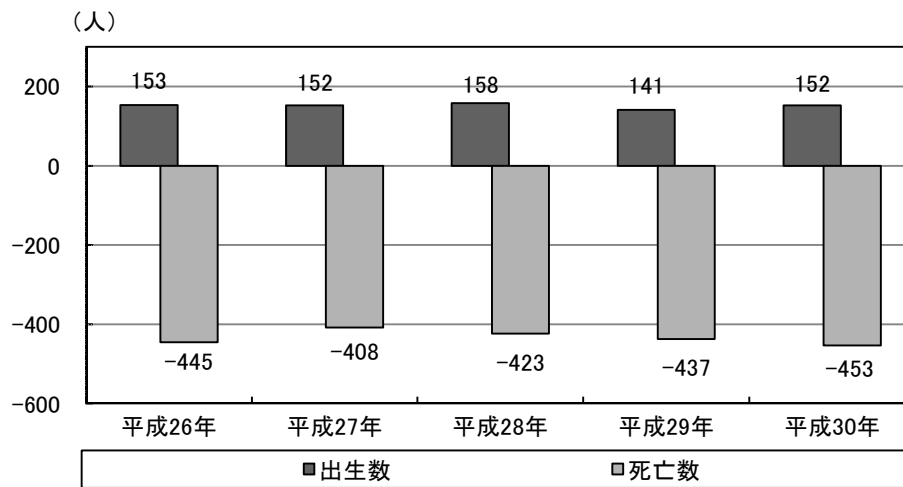
世帯数は微増、微減を繰り返していますが、1 世帯当たり人口は減少傾向にあります。核家族化の進行や少子化の影響がうかがえます。



資料：総務省 住民基本台帳

3. 自然動態—出生数と死亡数の推移—

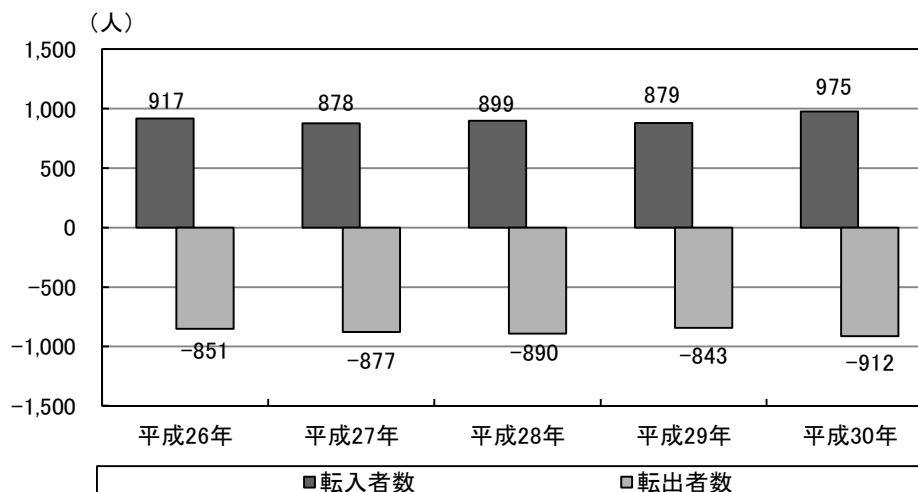
出生数をみると、平成 29 年に減少しましたが、翌年の平成 30 年には再び微増しています。自然動態においては、人口は減少傾向にあるといえます。



資料：総務省 住民基本台帳

4. 社会動態—転入者数と転出者数の推移—

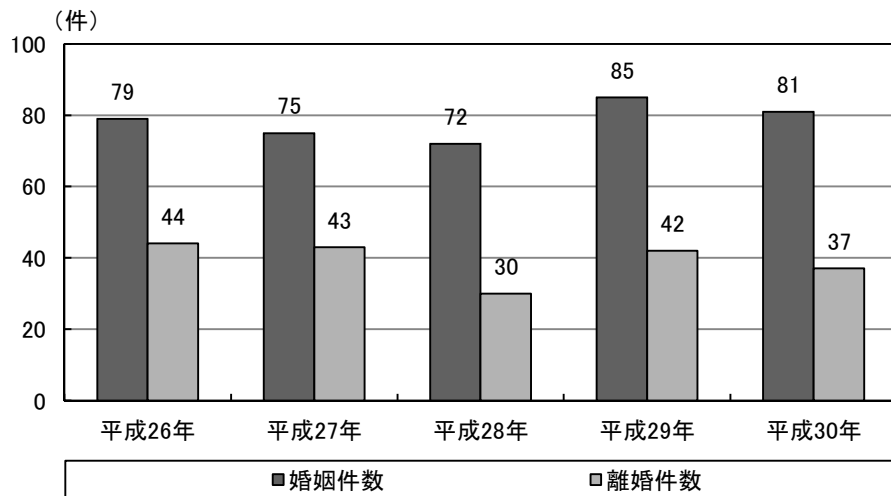
転入者数と転出者数をみると、ともに増減を繰り返しながら推移していますが、いずれの年も転入者数が転出者数を上回る社会増となっています。社会動態においては、人口は増加傾向にあるといえます。



資料：総務省 住民基本台帳

5. 婚姻件数と離婚件数の推移

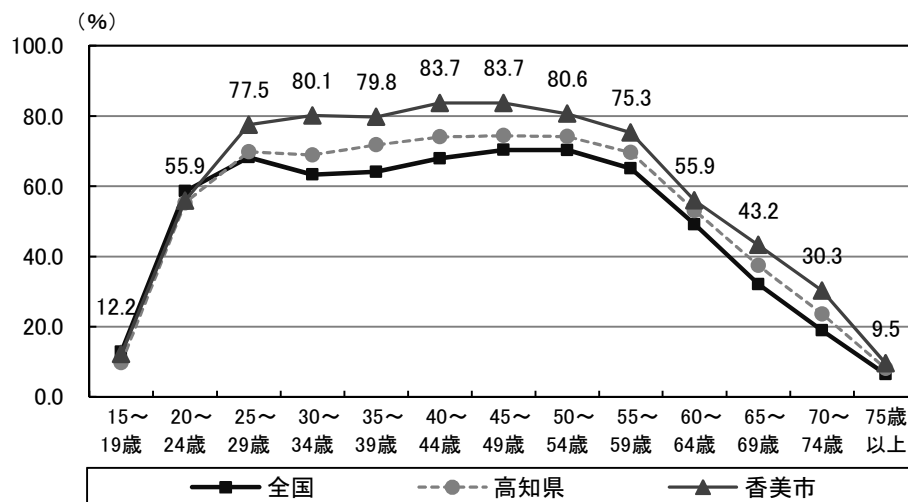
婚姻件数と離婚件数を見ると、ともに減少傾向にあった中で平成 29 年に増加に転じましたが、平成 30 年には再び微減となっています。



資料:厚生労働省 人口動態調査

6. 年齢別（5歳区切り）女性就業率（平成 27 年）

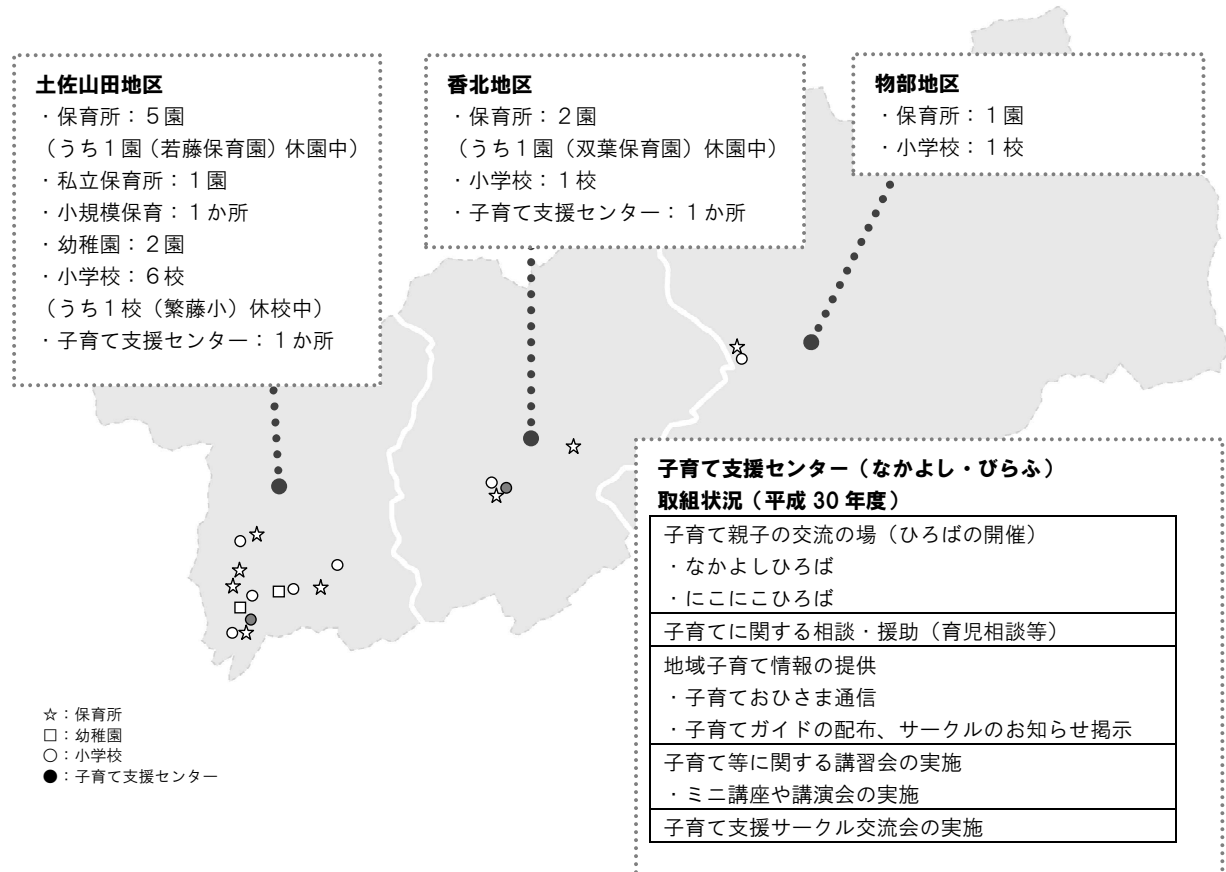
年齢別女性就業率を見ると、国においては、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」が緩やかにみられますが、高知県及び本市ではほとんどみられません。また、25 歳以降の女性の就業率が国や高知県を上回っており、本市においては結婚や出産・育児等により離職する女性が少ないことがうかがえます。



資料:国勢調査

7. 教育・保育事業の状況—教育・保育事業の数—

現在、保育所が9園（うち、公立保育所2園休園中）、小規模保育が1か所、幼稚園が2園あります。また、子育て支援センターが2か所あり、子育てに関する相談や支援、交流の場として活用されています。



8. 人口推計

①子どもの人口の見通し

計画期間における子どもの人口を推計すると、特に0～5歳児については、減少が続くものと予測されます。この推計児童数に基づき、教育・保育サービスの目標事業量を設定するものとします。

単位：人

推計人口	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口推計	25,872	25,626	25,367	25,104	24,830
0歳推計人口	147	145	143	141	139
1・2歳推計人口	313	302	309	304	300
3～5歳推計人口	534	526	502	499	486
0～5歳推計人口	994	973	954	944	925
6～8歳推計人口	546	547	556	563	556
9～11歳推計人口	564	569	551	566	566

コーホート変化率法により推計

②第1期計画策定時と現時点の推計値比較

●香美市

単位(人口):人

			令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)	
			第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)
香美市	総人口		25,709	25,969	24,121	24,310	22,599	22,733
年少人口	0～14歳	人口	2,278	2,510	2,041	2,343	1,840	2,193
		割合	8.9%	9.7%	8.5%	9.6%	8.1%	9.6%
生産年齢人口	15～64歳	人口	13,318	13,298	12,393	12,225	11,748	11,481
		割合	51.8%	51.2%	51.4%	50.3%	52.0%	50.5%
老年人口	65歳以上	人口	10,113	10,161	9,687	9,742	9,011	9,059
		割合	39.3%	39.1%	40.2%	40.1%	39.9%	39.8%

資料:国立社会保障 人口問題研究所(国勢調査より推計)

●国(全国)

単位(人口):人

			令和2年 (2020年)		令和7年 (2025年)		令和12年 (2030年)	
			第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)	第1期計画時 推計 (平成26年)	第2期計画時 推計 (平成31年)
全国	総人口		124,099,925	125,324,842	120,658,815	122,544,103	116,617,657	119,125,139
年少人口	0～14歳	人口	14,567,967	15,074,959	13,240,417	14,072,742	12,038,657	13,211,912
		割合	11.7%	12.0%	11.0%	11.5%	10.3%	11.1%
生産年齢人口	15～64歳	人口	73,408,155	74,057,905	70,844,911	71,700,512	67,729,743	68,753,641
		割合	59.2%	59.1%	58.7%	58.5%	58.1%	57.7%
老年人口	65歳以上	人口	36,123,804	36,191,978	36,573,488	36,770,849	36,849,258	37,159,586
		割合	29.1%	28.9%	30.3%	30.0%	31.6%	31.2%

資料:国立社会保障 人口問題研究所(国勢調査より推計)

※1年ごとの人口推計

単位(人口):人

			令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
香美市	総人口		25,871	25,622	25,362	25,097	24,820
義務教育までの年代	0～14歳	人口	2,683	2,675	2,657	2,636	2,613
		割合	10.4%	10.4%	10.5%	10.5%	10.5%
子どもを授かる中心となる年代	20～44歳	人口	5,888	5,769	5,641	5,476	5,320
		割合	22.8%	22.5%	22.2%	21.8%	21.4%
労働の中心となる年代	20～59歳	人口	10,168	10,092	10,020	9,945	9,833
		割合	39.3%	39.4%	39.5%	39.6%	39.6%
高齢者の年代	65歳以上	人口	10,264	10,196	10,122	9,991	9,899
		割合	39.7%	39.8%	39.9%	39.8%	39.9%

資料:住民基本台帳(実績値)より推計

2 アンケート調査結果の概要

1. 調査概要

●調査対象者：香美市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）

香美市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

※対象は全家庭とし、「就学前児童」は0歳～5歳、「小学生児童」は6歳～11歳（平成30年4月1日現在）を対象としています。

●調査期間：平成30年10月12日（月）～平成30年11月30日（金）

●調査方法：保育所・小学校による配布・回収／郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	824 件	499 件	60.6%
小学生児童	850 件	687 件	80.8%

●参考：前回調査

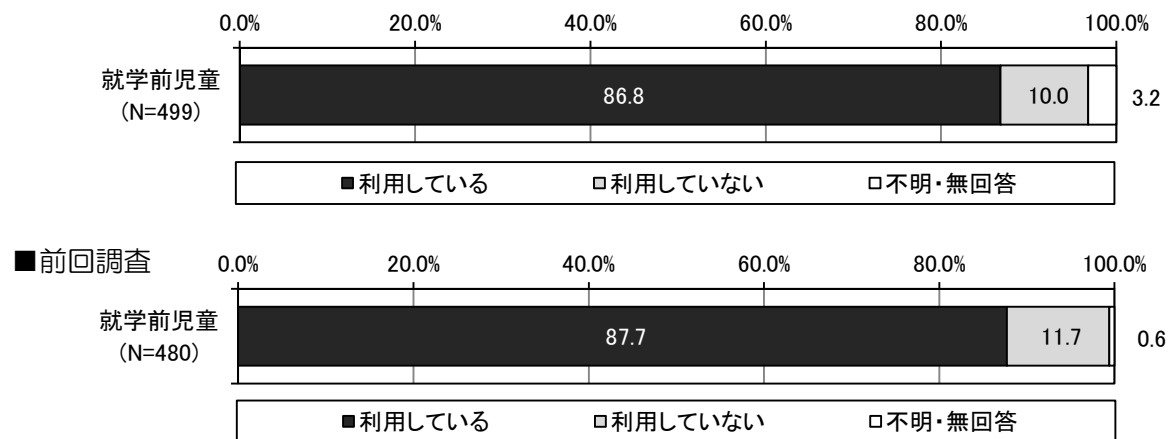
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	797 件	480 件	60.2%
小学生児童	862 件	612 件	70.9%

2. 結果概要

①教育・保育事業のニーズについて（就学前児童）

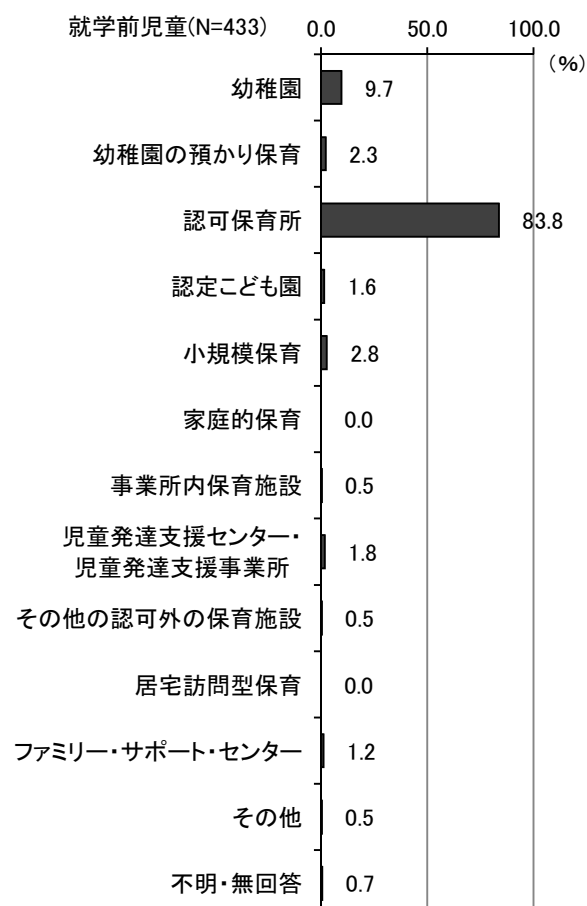
大部分の方が定期的に教育・保育事業を利用しており、その内、83.8%の方が「認可保育所」を利用しています。一方で、今後の利用希望をみると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」は、現在の利用状況に比べて 10 ポイント以上高くなっており、教育・保育事業のニーズが多様化していることがうかがえます。

◆現在、定期的に利用している教育・保育事業の有無

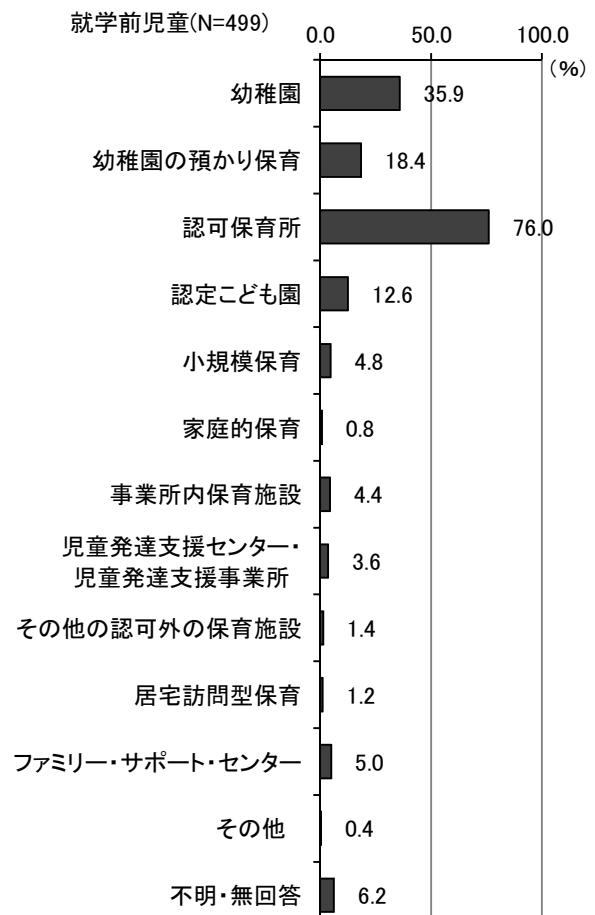


◆現在の平日の教育・保育事業の利用状況並びに今後の利用希望

<現在の利用状況>



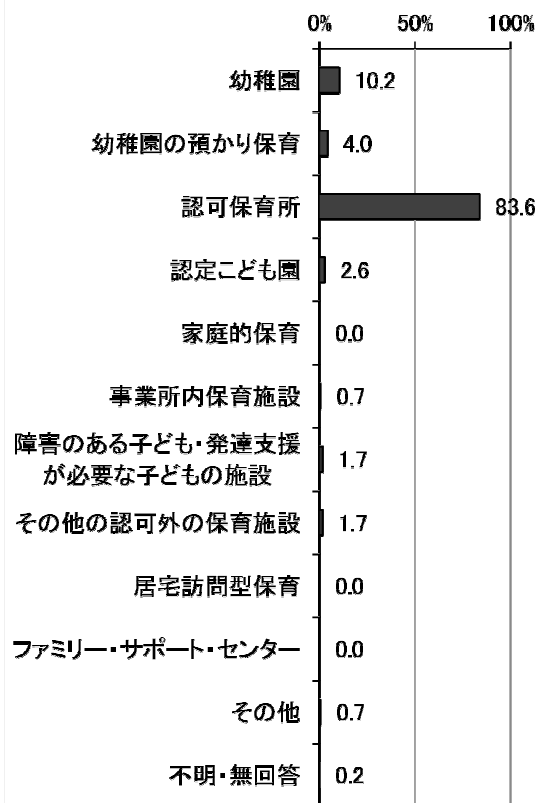
<今後の利用希望>



■前回調査

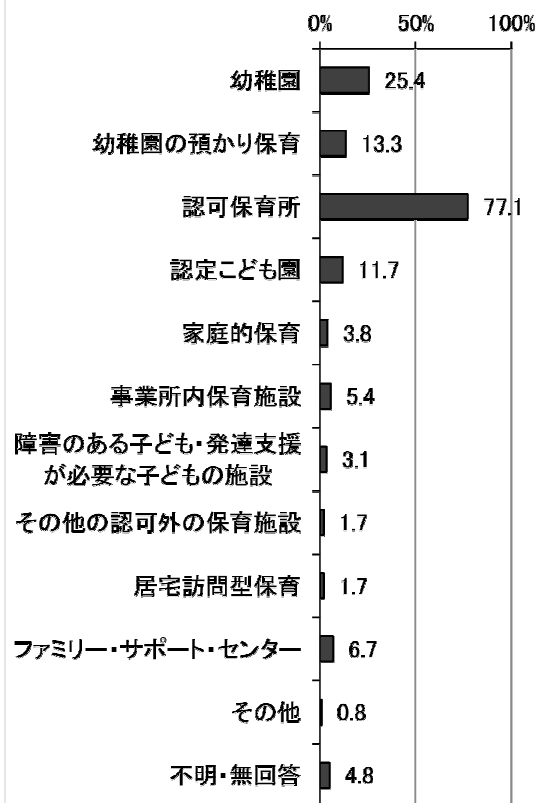
<現在の利用状況>

就学前児童(N=421)



<今後の利用希望>

就学前児童(N=480)

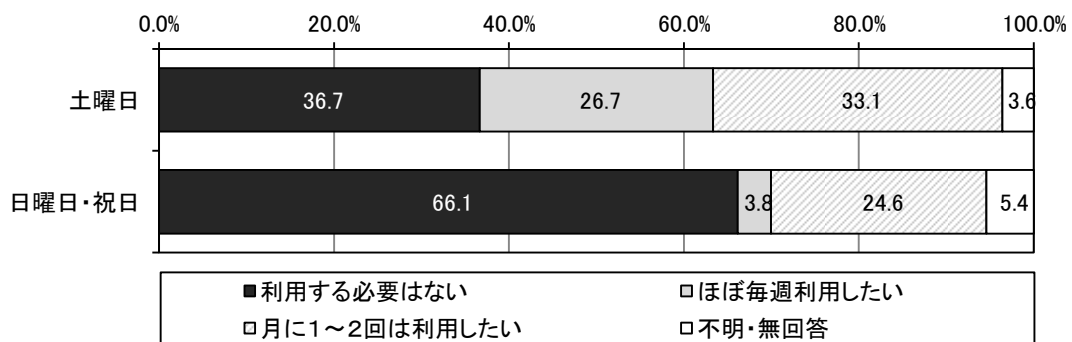


②休暇中（土日祝・長期休暇）の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前児童）

土曜日及び長期の休暇期間中においては、利用希望が半数を超えています。また、土曜日、日曜日・祝日において、利用者負担が発生するとしても利用したいと思うかは、「はい」（利用したい）が62.4%となっており、休暇中の教育・保育事業のニーズが少なくないことがうかがえます。

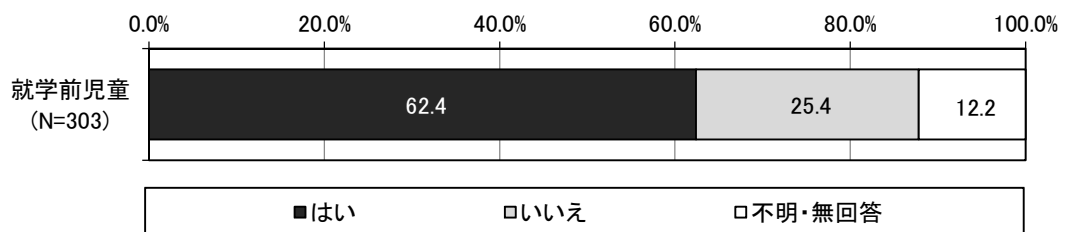
◆土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無

就学前児童(N=499)



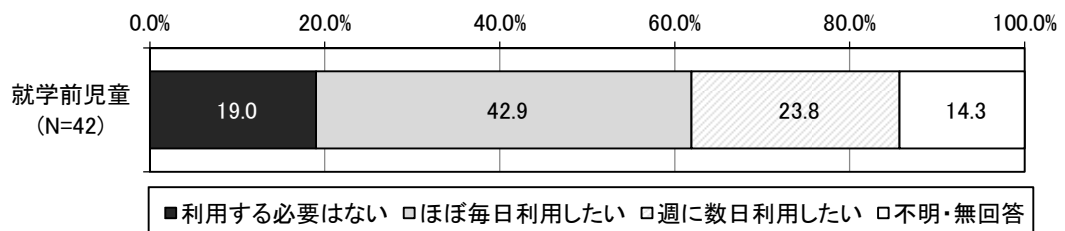
◆利用者負担が発生する場合の利用希望

※『土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無』で「ほぼ毎週利用したい」又は「月に1～2回は利用したい」と回答した方のみ



◆夏休み・冬休み等、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

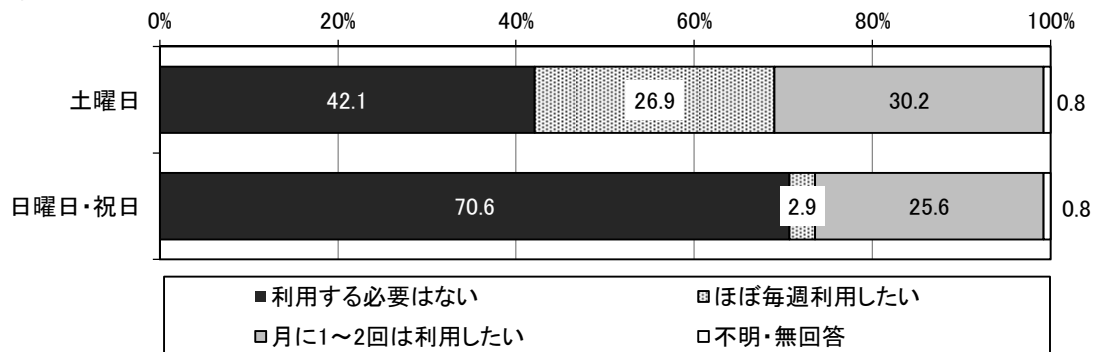
※幼稚園を利用している方のみ



■前回調査

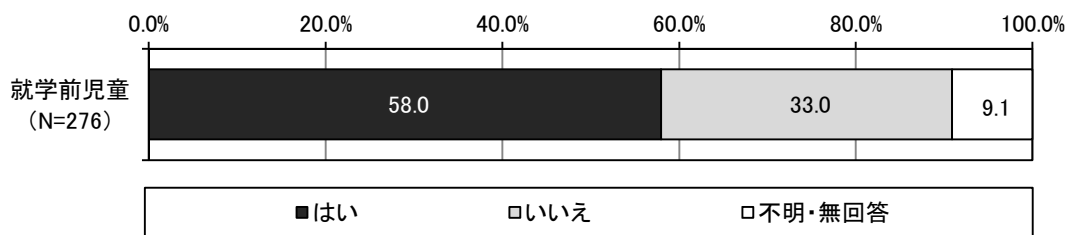
◆土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無

就学前児童 (N=480)



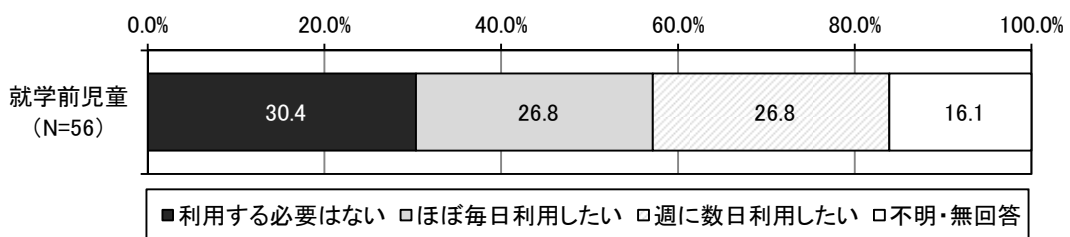
◆利用者負担が発生する場合の利用希望

※『土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の有無』で「ほぼ毎週利用したい」又は「月に1～2回は利用したい」と回答した方のみ



◆夏休み・冬休み等、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

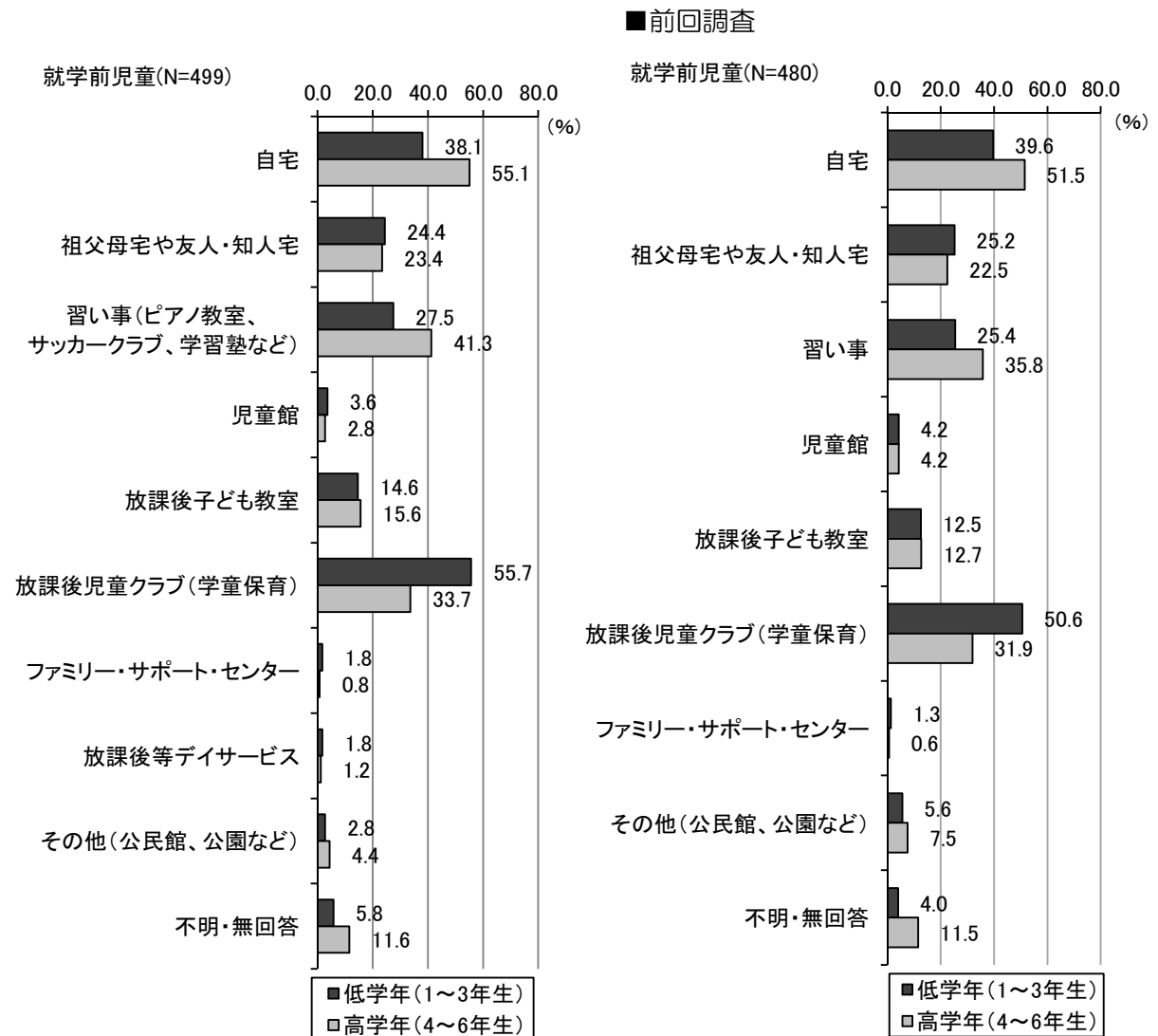
※幼稚園を利用している方のみ



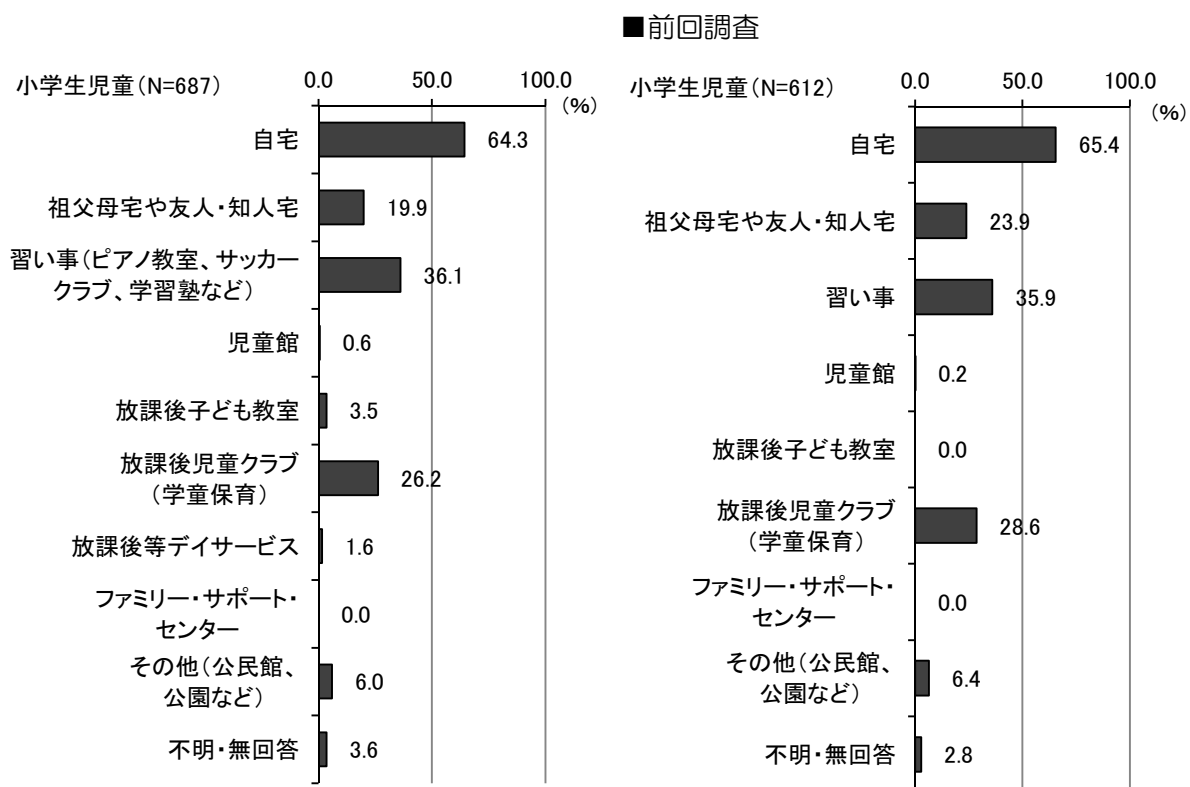
③放課後の過ごし方（就学前児童・小学生児童）

「放課後児童クラブ（学童保育）」について、就学前児童では、低学年は 55.7%、高学年は 33.7%となっていますが、小学生児童では 26.2%となっており、小学校入学前の希望と入学後の実際とでは、少なからず差があることがうかがえます。

◆放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（未就学児童）



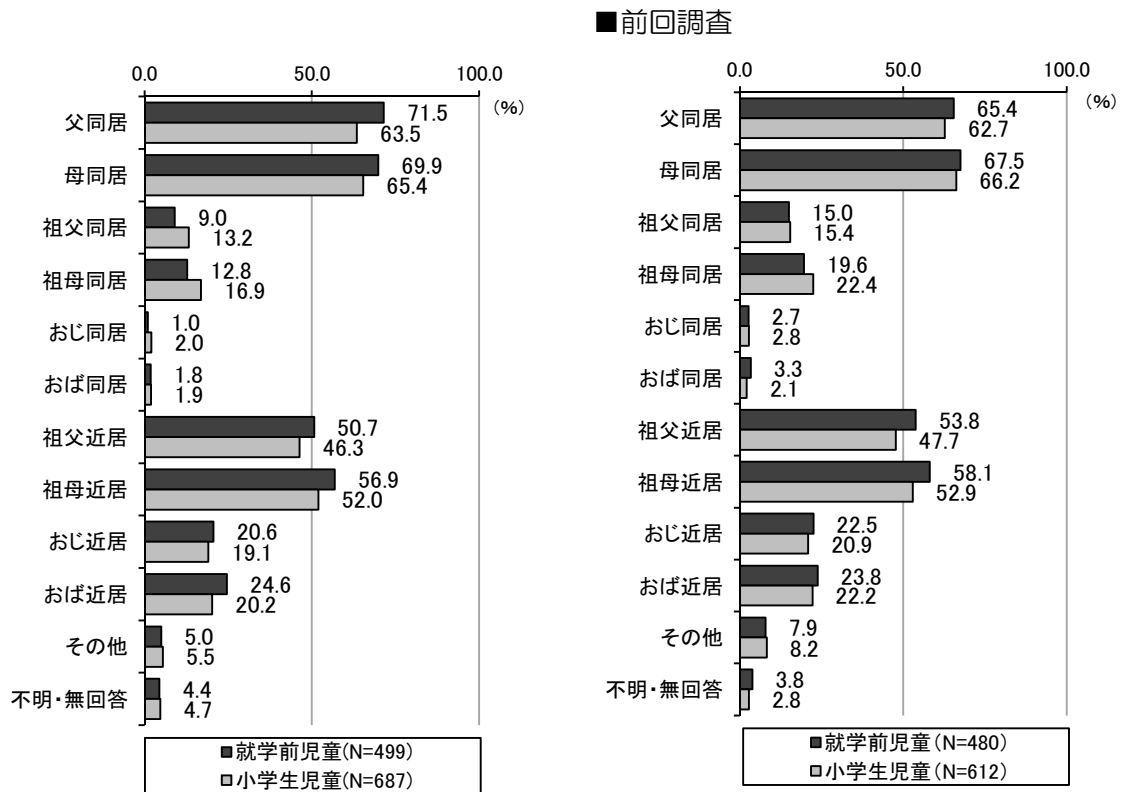
◆放課後の時間をどのような場所で過ごしているか（小学生児童）



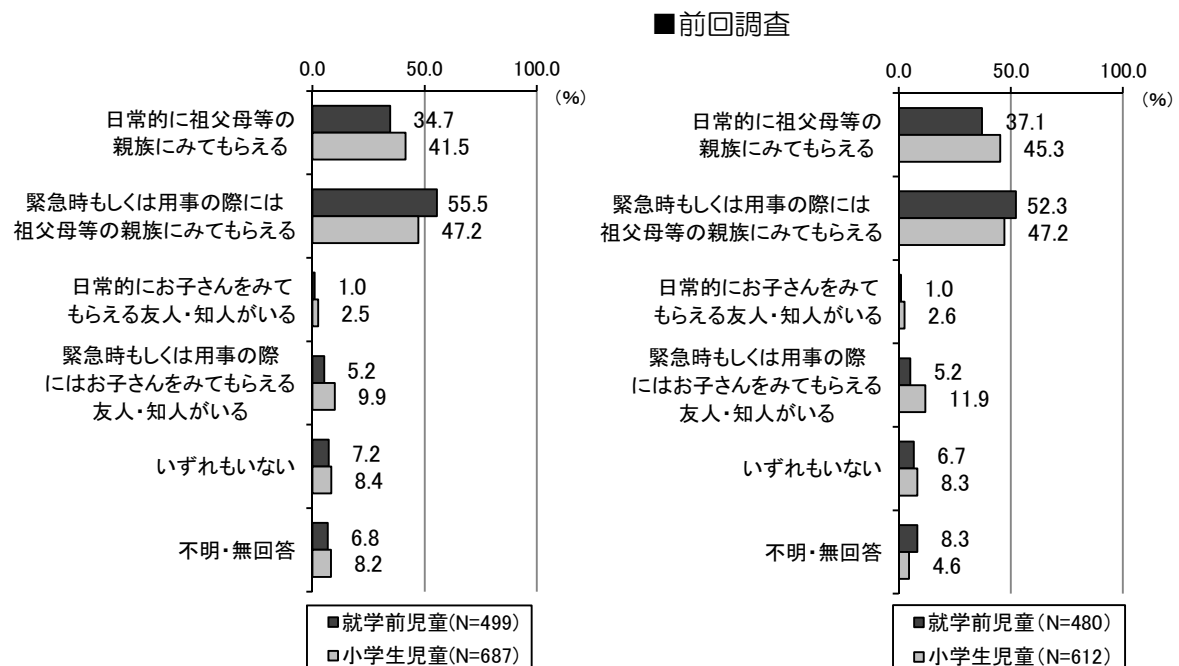
④お子さんや子育てをめぐる環境（就学前児童・小学生児童）

日常的、又は緊急時には「祖父母等の親族に（お子さんを）みてもらえる」の割合が高くなっています。「祖父」、「祖母」等の同居・近居の割合の高さも、「（お子さんを）みてもらえる」要因の1つと考えられます。

◆同居・近居している方



◆日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



3 現状を踏まえた課題

アンケート調査結果や関係団体へのヒアリング、前回計画の施策に関する評価等から拾い上げた主な課題は次のとおりです。

課題 1：子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

【幼稚園事業】

- ・在園者数はほぼ横ばいですが、アンケート調査結果によると、無償化の影響か幼稚園の預かり保育と併せて今後の利用希望が高くなっています。保護者ニーズを丁寧に把握することが求められます。

【保育所運営の充実】

- ・前回計画では、3号の0歳児の見込み量が実際の利用人数を大きく上回っていました。平成31年度当初は0歳保育の申込がなく、1歳保育に切り替えた園があります。本計画では、実績を踏まえた量の見込みを算出する必要があります。
- ・香美市は女性の就業率が高く、時間外保育も含めた保育のニーズも高まっています。
- ・現状と見込み量を照らし合わせて、ニーズに即した調整を図ることが求められます。

【病児保育事業】

- ・現在、体調不良児対応型を2園で実施していますが、アンケート調査結果によると、病児・病後児対応型保育の利用希望は少なからずある状況です。実施について調査、検討する必要があります。

【家庭支援推進事業】

- ・2園に家庭支援推進保育士を配置し、相談しやすい体制づくりに努めましたが、全園には配置できていない状況です。対象児童の増加、各家庭の抱える問題の多様化等に対応するため、専任保育士の配置だけでなく、各関係機関と連携を深めながら取り組む必要があります。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

- ・山田小、片地小、舟入小、楠目小、香長小校区について、建設計画を進めています。アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者の、小学校入学後の児童クラブ利用希望が前回調査より高くなっており、実情に即した整備を進める必要があります。
- ・専用施設ではない児童クラブ及び児童数の多い児童クラブについて、施設整備の必要性を検討し、整備が必要であると判断された児童クラブについては、学校用地内への整備を基準として、順次創設・改築等を実施していきます。
- ・指導員の資質向上と地位の確立のため、研修制度を導入します。

【一時預かり事業】

- ・アンケート結果によると、就学前児童の保護者の利用希望が、前回調査より高くなっている一方で、利用（手続き等）の方法や、自分が事業の対象になるかどうか、また利用料が分からない等の理由で、事業を利用できていない人がいます。さらに広報等に努める必要があります。

【特別支援教育】

- ・ 特別支援教育学校コーディネーターが調整役を担い、連携の強化を図りました。効果的な支援につながるなどの成果が出ている一方で、引き継ぎシートの承諾が得られないご家庭もあるなど、課題も見られます。学校・家庭・地域社会の理解がバランスよく進んでいくよう包括的な取組の推進が必要です。
- ・ 支援の必要な児童生徒の増加のため、より一層特別支援教育への理解と環境整備が必要です。

【病気や障害に関する様々な支援】

- ・ 子どもの病気や発達に関する保護者からの相談に対し、関係機関と連携をしながら支援体制を整えていく必要があります。
- ・ 広報香美で、これまで掲載していた記事に加えて、相談窓口や障害福祉サービスについて啓発を行いました。制度が複雑で、サービスの種類や相談窓口等、周知事項が多くなっています。支援を要する人が容易に必要な情報を得られるよう、工夫していくことが必要です。
- ・ 発達障害についての啓発や、障害福祉サービスについての情報提供を強化する必要があります。

【問題を抱える子どもの自立支援事業】

- ・ スクールソーシャルワーカー3名を配置し、全園、全小中学校に対応するとともに、全小中学校にスクールカウンセラーを配置していますが、多様なケースの増加のため、対応件数は年々増加しています。チーム学校の推進を強化し、専門家と連携した子ども達への支援の充実のため、人材担保や育成をしていくことが必要です。

【思春期保健事業】

- ・ 全小中学校で行っているいのちのふれあい教室の継続と、まだ取り組めていない中学校と連携した思春期保健事業の検討及び実施が必要です。
- ・ 小学校で「いのちのふれあい教室」、中学校で「思春期ふれあい体験」を行っていますが、今後も学校と連携し、思春期保健事業の継続が必要です。

【体験学習】

- ・ 全小中学校で山の学習を実施していますが、単発的な学習になってしまっている学校があります。ふるさとプログラムの活用を推進し、計画的な事業の実施と内容の充実を図ることが必要です。

課題 2：すべての子育て家庭を支えるまちづくり

【養育支援訪問事業】

- ・前回計画では、実績値が見込み量を大きく上回っていました。ハイリスク妊婦支援と合わせて、関係機関との一層の連携のもと、定期的に評価検討を行いながら、家庭訪問、電話、来所等の方法で必要な支援を行っていく必要があります。

【要保護児童対策地域協議会】

- ・関係機関、関係各課と連携をとりながら、ケースの進行管理を行い、丁寧な支援を行っていく必要があります。

【正しい生活習慣の普及と疾病予防】

- ・乳幼児健診や、その他の母子保健事業を普及・啓発の機会と捉え、これらの事業への参加率を上げる取組を行う必要があります。
- ・朝食の摂取や起床・就寝時間などの子どもの生活習慣については課題があります。子どもの頃からの生活習慣については今後も啓発が必要です。

【児童手当等の子育て家庭への経済的支援事業】

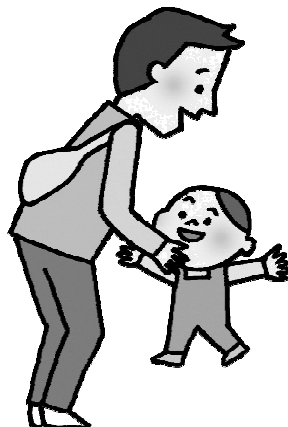
- ・子育て家庭の経済的な負担を軽減し、より充実した子育てが行えるよう支援していくとともに、支援制度を知らずに手当等を受けることができない家庭がないよう、広く周知を図ることが必要です。
- ・就学援助の件数及び金額は、小中学校ともに増加傾向にあります。貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るための、支援の充実が求められます。

【ひとり親家庭に関する支援】

- ・児童扶養手当受給者は年々増加傾向ですが、その他の制度については周知不足です。「ひとり親家庭等福祉のしおり」等を活用しながら、今後も各制度を周知啓発していくことが求められます。

【男女共同参画推進事業】

- ・女性の就業率が高い本市では、保育の需要が高く、また早い段階から保育等の子育て支援サービスを利用する保護者が増えています。家族が協力して家事・育児を分担する家庭づくりのための啓発活動等、男女共同参画の一層の推進が求められます。



課題 3：地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

【地域子育て支援拠点事業】

- ・子育てひろばの利用者は年々増えており、平成 30 年 11 月から午後 2 時までの午後ひろばを実施しています。近年、0 歳児の利用が多くなっており、対象者のニーズに合った事業内容を検討していくとともに、関係団体等との一層の連携を図る必要があります。

【ファミリー・サポート・センター事業】

- ・平成 30 年 8 月から事業を開始しました。アンケート結果によると、事業の認知度は前回調査を大幅に上回った一方で、利用意向は若干低下しています。
- ・令和元年 6 月現在、登録会員は 45 名（うち援助会員 19 名）です。援助会員になるためには 12 時間の講習を受けていただく必要があり、登録会員数が伸び悩んでいる要因の一つと考えられます。講習は子育て以外にも日常生活に役立つ内容が多く、それを広く周知することで、援助会員を増やしていくことが必要です。

【地域教育の推進（地域子ども会活動）】

- ・地域子ども会活動の活動回数は目標を上回りましたが、地域子ども会員数は減少傾向にあります。地域子ども会活動は、地域の中で子どもを見守り育む活動として重要であり、今後も支援していく必要があります。子ども会活動の担い手である育成者の養成に取り組むとともに、広報活動等を通して地域での理解を進めていく必要があります。

【家庭教育の強化】

- ・「家庭の日」のさらなる周知を図るとともに、引き続き望ましい家庭教育推進のための支援活動を行っていくことが必要です。
- ・令和元年度には、市内全部の小中学校が学校運営協議会を設置する予定となっており、コミュニティ・スクールを活用した学びの場を設定していくことが求められます。

【幼稚園・保育所・小学校の教職員及び園児と生徒との交流】

- ・市内全小学校でスタートカリキュラムを作成していますが、どのように実施されているのか、効果が適切であったのか検証が必要です。また、保育所において、年長児の小学校を意識したカリキュラムが不十分であり、改善が求められます。

【開かれた学校づくり】

- ・毎月 20 日を教育の日としていますが、訪問者に広がりが出てきていないことが課題です。教育の日の校時表や学習内容の効果的な周知を図り、参観者を増やすことが求められます。
- ・地域コーディネーター連絡協議会を活性化させ、コーディネーターの役割を強化させていくことが必要です。

【図書館事業】

- ・イベント開催日の設定や内容によって、参加者が少ない場合があります。また、イベント開催が、通常の図書館利用につながっていないという課題があります。イベントや展示方法等、図書館を利用したくなる魅力の創造を検討していく必要があります。

【人権学習】

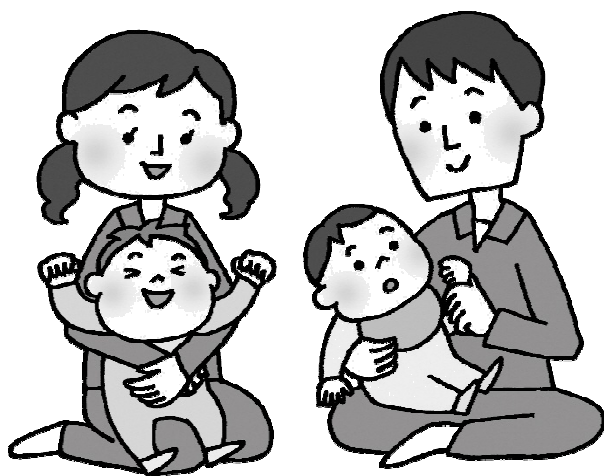
- ・ じんけんサークルまごころについて、中学生・高校生の参加者が年々減少しています。じんけん学習交流会や人権コンサート等についても、より多くの人に参加してもらうために、興味を持てる内容にする、参加しやすい日時を開催するなど、検討していく必要があります。

【交通安全教室】

- ・ 実技指導の補助に参加してもらえる協力者が年々減少しており、指導者数の安定的な確保に取り組む必要があります。

【防災教室】

- ・ 南海トラフ地震の危険性もあり、児童生徒への防災に関する知識の普及や避難訓練は重要な取組であるため、市内全小中学校において継続的な実施が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

香美市においては、前回計画において、少子化対策とともにまちづくりを進めるというビジョンのもと、住民と行政が一体となり子育てを中心としたまちづくりを推進し、地域、企業も一緒になって子育てを応援することにより、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指してきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実させていくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

基本理念



ともに支え合い

子どもの笑顔あふれる香美市



2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、子ども・子育て家庭及び地域社会という視点から、計画の基本目標を設定します。

- (1) 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり
- (2) すべての子育て家庭を支えるまちづくり
- (3) 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

3 施策体系

計画の基本理念

ともに支え合い 子どもの笑顔あふれる香美市

基本目標

1. 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

基本方針

- (1) 質の高い教育・保育の推進
- (2) 多様なニーズに合わせた環境の整備
- (3) 子どもの健やかな心身の育成
- (4) 子どもの安全確保と安心できる環境づくり

2. すべての子育て家庭を支えるまちづくり

- (1) 妊娠・出産における安心の確保と支援
- (2) 子育て家庭への経済的支援
- (3) 特別な配慮を必要とする家庭への支援の充実
- (4) 男女共同参画プランの推進

3. 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 地域における子育て支援ネットワークの充実
- (3) 地域再生と地域力強化
- (4) 学校・家庭・地域での連携教育の推進



4 基本目標について

1. 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

乳幼児期は人格形成において、基礎を培う大変重要な時期です。就学前のすべての子どもに対して、質の高い教育・保育事業を提供できる体制を整えるとともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスを充実させ、障害の有無や家庭の経済状況等に関わらず、子どもの一人ひとりが、健やかに成長することができるまちづくりを推進します。

また、香美市教育振興基本計画（後期）と連動し、本市の豊かな自然、施設等を最大限利用しながら、主体的に学ぶことのできる子どもを育成します。

2. すべての子育て家庭を支えるまちづくり

保護者に対して、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、心配ごとを気軽に相談できる体制の拡充等、それぞれのライフステージや節目において、不安を感じることなく子育てができるよう、各種母子保健事業を充実させるとともに、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

また、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、精神的・身体的・経済的な不安を理由に出産・子育て等を諦める状況が生まれないよう、生活困窮家庭やひとり親家庭等、特別な配慮が必要な子育て家庭に対する支援に取り組み、保護者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3. 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

本市のすべての子どもが安全で健やかに成長することができるよう、また、保護者が負担や不安、孤立感を感じることなく安心して子育てができるよう、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援するという意識の向上に取り組みます。

また、地域における子育て支援ネットワークを強化するとともに、子どもやその保護者が地域の人たちと交流を広められる機会を提供するなど、子どもや子育て家庭がしっかりと地域とつながった、地域の子どもは地域で育てるという支え合いのまちづくりを推進します。

5 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたって、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を受けることができるよう、教育・保育提供区域を設定します。

本市においては、地理的条件、人口、その他社会的条件、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を市全域で1つと設定します。

第4章 施策の展開

1 子どもの健やかな育ちを支えるまちづくり

基本目標及び基本方針に従い、次のように事業を実施します。

1. 質の高い教育・保育の推進

【参考】認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、小規模保育等

■取り組む事業

事業	内容	担当課
幼稚園事業	私立幼稚園と情報交換を行いながら、連携強化を図ります。	教育振興課 (幼保支援班)
保育所運営の充実	市内7か所で実施しています。適正規模に満たなかった保育所(若藤・双葉保育園)については、令和元年度も休園としました。 なかよし保育園の0歳児クラスから2歳児クラスと、大栃・片地・新改保育園での土曜日11時間開所については、必要性等も含めて再度検討します。 職員の質の向上のため、研修内容を充実できるよう努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
認定こども園への移行の検討	現在、市内では実施していません。 私立幼稚園との協議の機会を増やししながら、状況の把握に努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
地域型保育(小規模保育)の認可	平成28年4月1日付で小規模保育事業所を1か所認可しました。 質の高い保育が実施できるよう、引き続き指導していきます。	教育振興課 (幼保支援班)
0歳児保育の適切な実施	平成29年度から、休園中の2園を除く市内全園で0歳児保育を開始しています。 今後の0歳児保育の適切な実施については、利用者の動向や課題等を踏まえながら、検討していきます。	教育振興課 (幼保支援班)

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

量の見込み及び確保方策

1号認定、2号認定、3号認定については、ニーズ調査結果における保護者の利用希望や、過去の利用実績等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を、次表のとおり設定します。

【教育】

		実績			目標事業量[人／年]					
		平成30年度			令和2年度			令和3年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		—	—	117	38	73	111	37	72	109
(①のうち、市外施設を利用)		—	—	7	6	4	10	6	4	10
②市外からの受け入れ		—	—	34	16	14	30	16	14	30
③合計 ①+②		—	—	151	54	87	141	53	86	139
④確保方策	幼稚園	—		0	0		0	0		0
	確認をうけない幼稚園	—		174	240		240	240		240
	市外施設	—	—	7	6	4	10	6	4	10
④－③		—		30	109		109	111		111

		目標事業量[人／年]								
		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号※	合計	1号	2号※	合計	1号	2号※	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		36	71	107	36	69	105	35	68	103
(①のうち、市外施設を利用)		6	4	10	6	4	10	6	4	10
②市外からの受け入れ		16	14	30	16	14	30	16	14	30
③合計 ①+②		52	85	137	52	83	135	51	82	133
④確保方策	幼稚園	0		0	0		0	0		0
	確認をうけない幼稚園	240		240	240		240	240		240
	市外施設	6	4	10	6	4	10	6	4	10
④－③		113		113	115		115	117		117

※2号認定のうち、教育の利用希望が高い者

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

【保育】

		実績			目標事業量[人／年]					
		平成 30 年度			令和2年度			令和3年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		393	99	263	376	73	248	375	68	249
(①のうち、市外施設を利用)		17	4	12	13	4	14	13	4	14
②市外からの受け入れ		0	1	1	1	1	2	1	1	2
③合計 ①+②		<u>393</u>	<u>100</u>	<u>264</u>	<u>377</u>	<u>74</u>	<u>250</u>	<u>376</u>	<u>69</u>	<u>251</u>
④確保方策	保育所	448	52	251	<u>440</u>	<u>62</u>	<u>231</u>	<u>440</u>	<u>62</u>	<u>231</u>
	地域型保育事業	0	7	7	0	8	6	0	8	6
	認可外保育施設	0	1	0	0	<u>0</u>	0	0	<u>0</u>	0
	市外施設	17	4	12	13	4	<u>14</u>	13	4	<u>14</u>
④－③		<u>72</u>	<u>-36</u>	<u>6</u>	<u>76</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>77</u>	<u>5</u>	<u>0</u>

		目標事業量[人／年]								
		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2 号		3 号	2 号		3 号	2 号		3 号
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		375	63	251	374	58	252	374	54	254
(①のうち、市外施設を利用)		13	4	14	13	4	14	13	4	14
②市外からの受け入れ		1	1	2	1	1	2	1	1	2
③合計 ①+②		<u>376</u>	<u>64</u>	<u>253</u>	<u>375</u>	<u>59</u>	<u>254</u>	<u>375</u>	<u>55</u>	<u>256</u>
⑤確保方策	保育所	<u>440</u>	<u>52</u>	<u>251</u>	<u>440</u>	<u>52</u>	<u>251</u>	<u>440</u>	<u>52</u>	<u>251</u>
	地域型保育事業	0	8	6	0	8	6	0	8	6
	認可外保育施設	0	<u>0</u>	0	0	<u>0</u>	0	0	<u>0</u>	0
	市外施設	13	4	<u>14</u>	13	4	<u>14</u>	13	4	<u>14</u>
④－③		<u>77</u>	<u>0</u>	<u>18</u>	<u>78</u>	<u>5</u>	<u>17</u>	<u>78</u>	<u>9</u>	<u>15</u>

2. 多様なニーズに合わせた環境の整備

■取り組む事業

事業	内容	担当課
延長保育事業 ＜地域子ども・子育て支援事業＞	現在あけぼの保育園で 12 時間、ひまわり保育園で 11 時間 30 分保育を実施しています。保育士確保に努め、今後も引き続き実施します。	教育振興課 (幼保支援班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【延長保育事業】	実績	目標事業量[人日／年]				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	104	115	113	111	110	108
②確保方策		115	113	111	110	108

事業	内容	担当課
病児保育事業 ＜地域子ども・子育て支援事業＞	現在市内では、体調不良児対応型を 2 か所(なかよし保育園、ひまわり保育園)で実施しています。 病児対応型、病後児対応型、非施設型(訪問型)については、実施について調査・検討していきます。	教育振興課 (幼保支援班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【病児保育事業】 病児対応型、病後児対応型、 非施設型(訪問型)	実績	目標事業量[人日／年]				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0

【病児保育事業】 体調不良児対応型	実績	目標事業量[人日／年]				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	130	127	126	126	125	124
②確保方策		127	126	126	125	124

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

事業	内容	担当課
家庭支援推進事業	なかよし、あけぼの保育園に家庭支援推進保育士を配置しました。 全園へ家庭支援推進保育士を配置 <u>できるよう</u> 職員確保に努めます。また、研修等へ参加し、担当職員の資質向上に努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
園庭開放・ひろば	あけぼの・新改・大柵保育園で実施しています。 今後も園庭開放の内容の充実を図るとともに、広報活動を推進します。	教育振興課 (幼保支援班)

事業	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ＜地域子ども・子育て支援事業＞	山田小、片地小、舟入小、楠目小、香長小校区の児童クラブについて学校用地内への整備を基準として、順次建設計画を進めます。 指導員の資質向上と地位確立のため、研修への積極的な参加を促していきます。	教育振興課 (学校教育班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)】		実績	目標事業量[人／週]				
		平成 30 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (実利用人数)	1年生	91	85	85	86	86	86
	2年生	65	79	80	80	81	81
	3年生	55	62	62	62	62	63
	低学年計	211	226	227	228	229	230
	4年生	44	50	50	50	50	50
	5年生	30	33	33	33	33	33
	6年生	24	21	21	21	21	21
	高学年計	98	104	104	104	104	104
	合計	309	330	331	332	333	334
②確保方策			330	331	332	333	334

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

事業	内容	担当課
放課後子ども教室	保護者の就労等の状況を問わず、放課後、すべての児童が等しく学び、遊べる場を提供します。 <u>すべての小学校区での実施を目標として検討していきます。</u>	教育振興課 (学校教育班)
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を目指し、取組を検討していきます。また、必要に応じて余裕教室の活用を含め計画的に整備するとともに、一体型の取組に向けて <u>すべての小学校区での連携を目標とし、放課後児童クラブ指定管理者、学校等と検討していきます。</u>	教育振興課 (学校教育班)

事業	内容	担当課
一時預かり事業 ＜地域子ども・子育て支援事業＞	保護者の勤労、通院、出産、リフレッシュ等、一時預かり事業を利用する理由は様々あります。楽しく、安心して子育てができるよう、子育て家庭への支援を引き続き実施します。	教育振興課 (子育て支援センター)
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型) ＜地域子ども・子育て支援事業＞	<u>幼稚園に通園している園児を対象として、引き続き実施していきます。</u>	教育振興課 (幼保支援班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【一時預かり事業】		実績	目標事業量[人日/年]				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	幼稚園型Ⅰ (3～5歳)	814	788	777	766	755	744
	幼稚園型Ⅱ (2歳)		0	0	0	0	0
	上記以外の0～5歳	965	979	965	951	938	924
②確保方策	幼稚園型Ⅰ(3～5歳)		788	777	766	755	744
	上記以外の0～5歳		979	965	951	938	924

【参考】一時預かりの事業類型

～在園児対象型～

幼稚園型Ⅰ	主として、幼稚園、認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に、当該幼稚園、認定こども園で一時的に預かる事業
幼稚園型Ⅱ	保育の必要性の認定を受けた2歳児を、幼稚園で一時的に預かる事業

～在園児対象型以外～

一般型	主として、保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児を、保育所、認定こども園に、地域型保育事業実施施設等で一時的に預かる事業
幼稚園型Ⅱ	主として、保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない、又は在籍していない乳幼児を、保育所、認定こども園に、地域型保育事業実施施設等で、利用児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員数までの余裕部分を活用して一時的に預かる事業
居宅訪問型	障がい、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる場合などで、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、利用児童の居宅で一時的に預かる事業

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

事業	内容	担当課
子育て短期支援事業 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	市内1か所（博愛園）で実施しており、広報誌、ホームページによる事業周知を行いました。 引き続き、市の広報へ記事を掲載するなど、制度の周知を図りながら、実施していきます。	福祉事務所 （社会福祉班）

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【子育て短期支援事業】	実績	目標事業量[人日／年]				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み （年間延べ利用人数）	8	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0

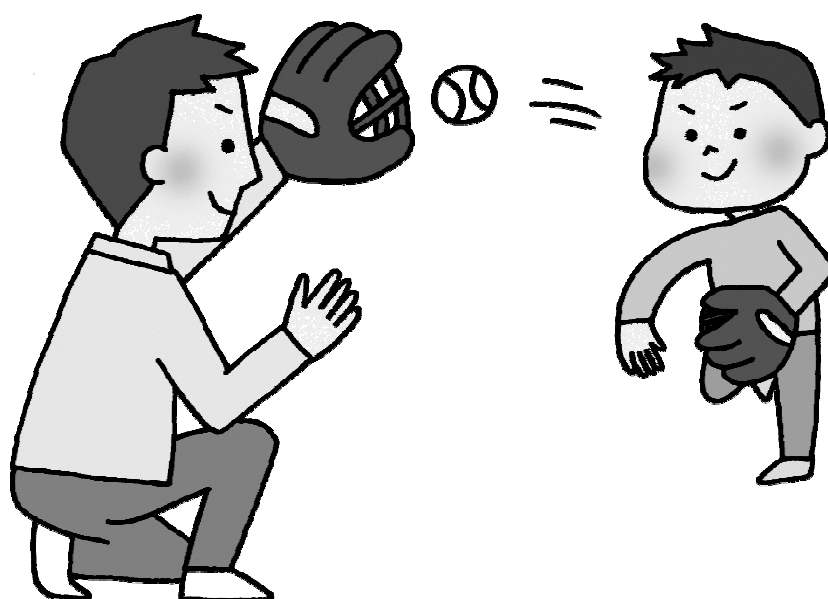
事業	内容	担当課
多様な主体が 本制度に参入する ことを促進するた めの事業 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 第1期計画からの新設事業であり、新規参入に関する動きはなく、取組事項はありません。 情報収集を行い、状況により検討していきます。	教育振興課 （幼保支援班）

3. 子どもの健やかな心身の育成

■取り組む事業

事業	内容	担当課
食育の推進	関係機関とともに各種事業内容の充実を図りながら継続的に実施していきます。 ヘルスメイトの養成教室は2年に1回開催しています。 平成30年度に策定した第2期香美市食育推進計画を推進します。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
	栄養士による子育て支援センターでの食に関する講座の開催、妊婦を対象としたマタニティ教室で食に関する講座の実施、育児相談での食に関する相談の実施、「食育だより」配布、健康介護支援課が実施する「もぐもぐ教室」(離乳食教室)の情報発信、 <u>第2期香美市食育推進計画</u> の推進に取り組んでいます。 子育てひろばにおいて「お弁当の日」を設け、お弁当を通じて食の大切さを伝えていきます。 関係機関や食生活改善推進員等と連携し、家族全体の生活習慣病予防ができるよう取り組んでいきます。	教育振興課 (子育て支援センター)
	全小中学校でヘルスメイト食育事業・給食指導の実施、「食育ノート」「食育ハンドブック」の活用推進、小5と中2に食生活に関するアンケート調査を実施しています。 健康介護支援課の第2期香美市食育推進計画を活用して、食育を推進していきます。	教育振興課 (学校教育班)
正しい生活習慣の普及と疾病予防	乳幼児健診は、子どもの健康状態や発達を確認する大切な場であると同時に、保護者が、医師・歯科医師・助産師・歯科衛生士・栄養士・保健師等から、子育ての助言や予防接種の情報等が聞ける機会でもあるので、母子健康手帳交付時や新生児訪問等で受診勧奨を行います。 定期の予防接種対象者には、引き続き接種率95%以上を目標に接種勧奨に努めます。 今後も麻しん対策を重要課題と位置づけ、保育所・学校等関係機関と連携し、罹患状況、接種歴の把握に努め、対策を講じます。 2020年は東京オリンピックも開催されることより、麻しんをはじめ感染症についての知識の普及・啓発に努めます。 起床時間、就寝時間、朝食の摂取等の正しい生活習慣の定着について食育事業で継続的に実施していきます。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
むし歯予防	乳幼児健診でむし歯予防の取組について普及啓発を図ります。また、関係機関と連携し、関連事業の充実や継続に向けた支援を行います。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
	フッ素洗口への理解を深め、 <u>全園がフッ素洗口を実施</u> できるよう努めます。 歯みがき教室をきっかけに歯みがきを習慣化できるよう保護者も含めて啓発する必要があるため、今後も子どもや保護者に意識づけできるよう事業を継続していきます。	教育振興課 (幼保支援班)

事業	内容	担当課
スポーツ振興	高知県体力・運動能力、運動実態調査を参考にし、香美市として総合的に取り組んでいきます。 基本的生活習慣の確立において、改善傾向にあり、今後も継続的に取り組んでいきます。	教育振興課 (学校教育班)
	スポーツ活動へのきっかけとしてスポーツに興味を持ってもらえる機会を提供していきます。 スポーツに取り組む意欲のある児童が、スポーツ少年団に参加できるよう啓発活動を行います。	生涯学習振興課 (スポーツ班)
性に関する正しい学習	子ども達が正しい知識を持ち、自らの性を大切にして生きていくことができる力を、家庭の教育力だけでなく、学校教育の中でつける手立てを進めていきます。	教育振興課 (学校教育班)



4. 子どもの安全確保と安心できる環境づくり

■取り組む事業

事業	内容	担当課
交通安全教室	平成 30 年度から、指導補助に協力がもらえる団体が増えており、当該団体と連携して市内の児童生徒に対して交通安全に必要なルール・マナーが定着するよう努めます。	防災対策課
防災教室	県の「南海トラフ地震の強い揺れ巡回体験事業実施要領」において、平成 29 年度からの 3 箇年で、すべての小学校高学年生の児童及びすべての中学生に対して、起震車による揺れを少なくとも 1 回体験させることとされました。 今後も、来るべき南海トラフ地震に備え、目標回数の達成に向けて取り組んでいくとともに、児童生徒への防災に関する知識の普及に努めていきます。	防災対策課
防犯・不審者対策	巡回活動、補導活動を継続実施します。 学校や地域、関係機関と連携した青少年の問題行動への迅速な対応を実施していきます。特にコンビニエンスストアや量販店などからの情報収集や情報提供など、連携した活動を継続していきます。	少年育成センター
有害情報への対応	発達段階に応じた指導を実施し、出前授業等を活用した情報モラル教育を実施しています。 開発的な生徒指導による自己判断力の育成を目指します。	教育振興課 (学校教育班)
	有害図書回収活動を継続して実施します。また、警察や学校と協力して、インターネットを利用した有害情報を児童生徒が簡単に入手することの危険性を保護者に伝えるなど、入手を抑制する為の啓発活動を進めます。	少年育成センター
子どもの事故防止 対策の推進	乳幼児健診では、問診票の事故防止の項目を確認しながら、その家庭状況に応じた指導を行います。 家庭で乳幼児の事故が起こった場合に、保護者が対応できるよう、「急患センター」や「こうちこども救急ダイヤル」、「中毒 110 番・電話サービス」などの相談先について新生児訪問や乳幼児健診において周知を徹底します。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
学校施設の点検改修	各校の非構造部材等の定期的な点検と不良箇所の改修を引き続き実施していきます。	教育振興課 (学校教育班)

2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

1. 妊娠・出産における安心の確保と支援

■取り組む事業

事業	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 ＜地域子ども・子育て支援事業＞	出生届出時の面接や産後早期の電話相談の実施が新生児期の訪問実施率上昇につながっています。 引き続きすべての出生を対象に訪問を実施し、訪問実施率100%、さらに新生児期の訪問実施を目指し早期からの支援につなげていきます。 香美市赤ちゃんすこやか訪問員を養成し訪問活動を継続していきます。	健康介護支援課 (親子すこやか班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【乳児家庭全戸訪問事業】	実績	目標事業量[人／年]				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (出生児数)	148	147	145	143	141	139
②確保方策		147	145	143	141	139

事業	内容	担当課
養育支援訪問事業 ＜地域子ども・子育て支援事業＞	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育環境や育児技術等に関する相談や助言、指導等の支援を行っています。 訪問以外でも、電話や保育訪問、健診などを利用し、支援しています。関係部署、関係機関と連携し、対象家庭の状況にあわせた支援を継続していきます。	福祉事務所 (社会福祉班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【養育支援訪問事業】	実績	目標事業量[人／年]				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	209	267	264	261	258	255
②確保方策		267	264	261	258	255

※下線部を訂正しています。

事前資料 1

事業	内容	担当課
要保護児童対策 地域協議会 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	児童家庭相談システムを活用し、関係機関と情報共有の推進を図っています。また、児童虐待防止の啓発活動として、市の広報誌への掲載及び幼稚園・保育園・小中学校にリーフレットを配布しています。 児童虐待の早期発見及び早期対応のため、引き続き関係機関と連携をとりながら、ケースの進行管理を行います。	福祉事務所 (社会福祉班)
産婦訪問	乳児全戸訪問とあわせて実施しています。出生届出時の面接や産後早期の電話相談から早期の訪問支援につながっています。必要に応じて訪問に助産師が同行し、産褥期の心身状態への助言や授乳についての助言なども行っています。 引き続きすべての産婦を対象に訪問を実施し、訪問実施率100%を目指します。さらに産後早期の訪問実施による状況把握と早期支援につなげていきます。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
ハイリスク妊婦 の支援	母子健康手帳交付の面接時には、妊娠中からのかかわりについて妊婦に確実に伝え、関係性が築けるようにします。特に支援が必要な妊婦（主に社会的要因）については福祉部門との支援プランの共有を図ります。	健康介護支援課 (親子すこやか班)

事業	内容	担当課
妊婦健康診査 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	妊婦健康診査受診票を適正な時期に交付できるよう、妊娠11週以内の妊娠届出割合100%を目指し、広報・啓発を行います。産後健診の助成については、今後も他市町村の動向や医療機関の状況について情報収集を継続します。	健康介護支援課 (親子すこやか班)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【妊婦健康診査】	実績	目標事業量[人回/年]				
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (年間受診者数)	1,630	1,601	1,583	1,566	1,548	1,531
②確保方策		1,601	1,583	1,566	1,548	1,531

事業	内容	担当課
乳幼児健診	幼児健診では引き続き ESSENCE-Q 問診表を利用し、発達に何らかの問題がある子どもについて、早期に発見し、必要な支援を行っていきます。 のびのび相談室は発達相談の希望のある保護者、発達の見守りが必要な乳幼児に利用を勧めていきます。	健康介護支援課 (親子すこやか班)

2. 子育て家庭への経済的支援

■取り組む事業

事業	内容	担当課
児童手当	国の児童手当制度どおり適正に支給事務を実施します。	福祉事務所 (社会福祉班)
乳幼児医療・ 児童医療助成	0 歳児から中学生まで（15 歳に達した年の年度末まで）の保険診療の自己負担分（入院時の食事代を除く）を全額助成しています。 現状を維持し、継続して実施していきます。	市民保険課 (保険班)
第3子の保育料 無料化	第3子（0 歳児クラスから 2 歳児クラスまで）の保育料無料化を引き続き実施します。	教育振興課 (幼保支援班)
実費徴収に 係る補足給付 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子以降（ <u>算定基準は小学校第 3 学年終了前</u> ）を対象に、新制度に移行していない幼稚園に対して、保護者が支払うべき副食費の補助を実施していきます。	教育振興課 (幼保支援班)
ひとり親家庭に 関する支援	ひとり親家庭を支援する制度について、面談の機会を利用して、周知を図っています。 今後も継続して、現況届出等様々な機会を利用し、制度の周知を図ります。	福祉事務所 (社会福祉班)
ひとり親家庭に 対する医療費助成	1 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の間にある児童を扶養している母子・父子家庭のうち所得税非課税世帯の保険診療の自己負担分（入院時の食事代を除く）を全額助成します。 現状を維持し、継続して実施していきます。	市民保険課 (保険班)



3. 特別な配慮を必要とする家庭への支援の充実

■取り組む事業

事業	内容	担当課
特別支援教育	合理的配慮を理解し、手立てをユニバーサルからインクルーシブに進めて行きます。	教育振興課 (学校教育班)
特別支援保育	引き続き特別支援保育コーディネーターの <u>適正人数の確保</u> に努めます。 保育士の確保に努めるとともに、研修等により職員の資質向上に努めます。	教育振興課 (幼保支援班)
病気や障害に関する様々な支援	幼児健診の充実を図ります。また、臨床心理士や言語聴覚士、保育士等専門職と連携してのびのび相談室等の事業を実施し、子育てや発達に関する相談支援体制を整えていきます。	健康介護支援課 (親子すこやか班)
	障害児通所支援、地域生活支援事業等の福祉サービスの提供を通じて、障害等のある児童が地域で生活できるように支援していきます。 令和元年7月現在、「児童発達支援センター」は中央東圏域に1ヶ所ありますが、今後は、センター機能のさらなる充実に向けて働きかけを行い、障害のある児童の発達支援と保護者への家族支援などの地域支援体制を強化していきます。 また、主に重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所は圏域に1ヶ所あります。今後もサービス提供事業所や相談支援事業所、行政とが連携し、近隣自治体とも情報交換を行いながら支援体制を整備していきます。 また、今後、医療的ケアが必要な児童やその家族を地域で支えられることができるよう、広域での協議の場や調整方法を検討し、既存の障害者自立支援協議会等も活用しながら、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図り、支援体制を整備していきます。	福祉事務所 (社会福祉班)
問題を抱える子どもの自立支援事業	スクールソーシャルワーカー3名配置により、全園・小中学校に対応しています。アウトリーチ型スクールカウンセラーを継続配置、全小中学校にスクールカウンセラーを配置、全小中学校で、児童虐待に関する研修を実施しています。 チーム学校の推進を強化し、専門家と連携した子どもたちへの支援の充実のための人材担保や育成を図ります。	教育振興課 (学校教育班)

4. 男女共同参画プランの推進

■取り組む事業

事業	内容	担当課
男女共同参画推進事業	男女がともに家庭や地域、職場といった様々な場で、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「思いやりプラン」の理念に沿った取組を進めていきます。	ふれあい交流センター

3 地域みんなで支え合い、子育てしたくなるまちづくり

1. 子育て支援の充実

■取り組む事業

事業	内容	担当課
地域子育て支援 拠点事業 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	親子の交流の促進、子育てに関する相談や情報提供などを通じて、子育て中の家庭を支援し、親子、家庭、地域社会をつなぐ取組を実施します。 広報や訪問支援活動を通じて、子育て支援センターの周知を図り、子育て家庭の支援につなげていきます。	教育振興課 (子育て支援 センター)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【地域子育て支援拠点事業】		実績	目標事業量				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み[人回／月] (月間延べ利用人数)		403	437	433	429	425	422
確保方策	②延べ人数[人回／月]		437	433	429	425	422
	実施箇所数[か所]		2	2	2	2	2

事業	内容	担当課
ファミリー・サポート・ センター事業 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	会員の相互援助活動による育児支援を実施します。 子育て資源として、ファミリー・サポート・センター事業を有効に活用できるよう、広報の掲載やホームページ、チラシ等で情報を発信します。 リスクマネジメント検討会を実施します。	教育振興課 (子育て支援 センター)

量の見込み及び確保方策

～目標事業量を次表のとおり設定します。

【ファミリー・サポート・ センター事業】		実績	目標事業量				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み [人日／月] (月間延べ利用 人数)	低学年	—	24	24	25	25	26
	高学年	—	3	3	3	3	3
確保方策	②延べ人 数[人日／ 月]	低学年	24	24	25	25	26
		高学年	3	3	3	3	3
	実施箇所数[か所]		1	1	1	1	1

事業	内容	担当課
育児ストレスの 対応	保育士・栄養士・保健師による子育てひろば・電話・来所相談（随時）、子育て支援センターでの育児相談、「ママのサポートルーム（産後サポート事業）」開催、関係機関との会合や研修会等への参加などを実施しています。 保護者のニーズに対応できるよう、引き続き関係機関と連携しながら育児相談を継続していきます。	教育振興課 （子育て支援センター）
	産後早期の電話相談で産婦の心身状態の把握を行い新生児・産婦訪問につなげています。また、乳幼児健診では育児者の心身状態や育児不安について確認し、必要に応じて支援につなげています。 産後のメンタルヘルスに関する研修への参加など、支援者側のスキルアップに努めます。育児相談や乳幼児健診の場などで引き続き状態把握を行うほか、子育て世代包括支援センターでの相談対応を実施します。	健康介護支援課 （親子すこやか班）
主任児童委員事業	社会福祉協議会事務局内に設置された民生委員協議会において、子育て、母子保健、地域生活、教育等に関する相談活動を実施します。 関係機関と連携をとり、相談活動の充実を図ります。	福祉事務所 （社会福祉班）
育児相談	育児に関する相談や情報提供の場として、山田・香北地区で月 1 回実施します。	健康介護支援課 （親子すこやか班）
子育て支援情報の 発信	市内窓口（子育て支援センター等）や保健師訪問、乳幼児健診等で子育て情報誌を配付しています。 引き続き、子育て情報発信に努め、子育て家庭の支援へつなげます。	教育振興課 （子育て支援センター）
利用者支援事業 ＜地域子ども・ 子育て支援事業＞	母子健康手帳交付時、出生届出時、新生児訪問時などの機会を捉えて子育て世代包括支援センターのチラシを配付し周知を図ります。医療機関との連携により妊産婦の支援の充実を図ります。支援プランの共有とケース会や支援検討会で福祉と保健の役割について確認します。	健康介護支援課 （親子すこやか班）

2. 地域における子育て支援ネットワークの充実

■取り組む事業

事業	内容	担当課
子育て支援者の 養成事業	香美市赤ちゃんすこやか訪問員の育成と訪問員による訪問により、地域等のサポート体制の充実を図っています。	健康介護支援課 （親子すこやか班）
子育てサークルの 支援	子育てサークル交流会等を実施し、連携の充実に向けて取り組んでいます。また、地域で活動しているボランティア団体等と連携し、事業を実施しています。 継続して子育て支援団体の運営の助言や連携の支援を行います。	教育振興課 （子育て支援センター）

事業	内容	担当課
赤ちゃんとのふれあい	高知県立山田高校と連携し、家庭科の授業を専攻している3年生を対象に、夏休みを利用し希望者に対して「子育てサポート体験」を実施しています。 家庭科の授業を専攻している学生以外も赤ちゃんとのふれあいが体験できるよう関係機関等の情報を収集していき、広く体験してもらえる仕組みをつくります。 妊婦とその家族を対象に「マタニティ教室」を実施しており、継続して健康介護支援課と連携して妊娠期からの切れ目ない支援につなげていきます。	教育振興課 (子育て支援センター)
高齢者との交流促進	高齢者への各種行事案内、年賀状送付、敬老会・老人クラブ等の活動への参加等を通じ、交流を図っています。 引き続き、活動の支援を行います。	健康介護支援課 (社会長寿班) 福祉事務所 (社会福祉班)
老若男女を問わない交流	「よってたかって生涯学習フォーラム」や芸術祭文化展等の、多くの家族連れが楽しめて世代間交流ができるイベントを推進していきます。 一層の世代間交流ができるよう、子どもから高齢者まで幅広く多くの方に参加してもらえるようイベント内容並びに周知方法を検討する必要があります。	生涯学習振興課 (文化班)

3. 地域再生と地域力強化

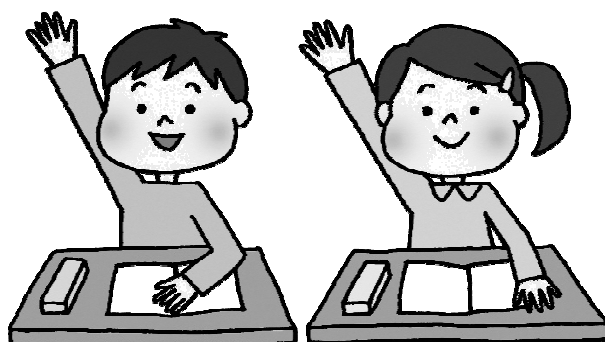
■取り組む事業

事業	内容	担当課
地域教育の推進	地域子ども会活動は、地域の中で子どもを見守り育む活動として重要であり今後も支援していく必要があります。子ども会活動の担い手である育成者の養成に取り組むとともに、広報活動などを通して地域での理解を進めていきます。また、勧誘チラシの配布や地域での声かけなどの会員募集活動を継続していきます。 青少年育成市民会議活動は、今後も啓蒙啓発活動を継続します。	少年育成センター
集落維持活性化と移住促進	移住を促進し地域の新たな担い手を確保するために、NPO法人いなかみと連携した移住相談や情報発信を積極的に行います。また、空き家バンク制度やお試し移住体験住宅の運営により、移住希望者への支援を行います。 物部町で集落活動センターの設立を目指し、地域への周知を進めています。	定住推進課 (定住班)
市営・若者定住住宅の提供	市営住宅、特定公共賃貸住宅、香美市住宅、ふるさと住宅への入居募集を年4回の定時募集を行うとともに、定時募集で入居とならなかった住戸については随時募集を行うことにより、入居希望者を受け入れています。また、子育て家庭に対して入居者選考時における優遇措置を設けています。 引き続き定時及び随時募集を行うことにより、長期の空き家をなくします。	管財課 (市営住宅管理班)

4. 学校・家庭・地域での連携教育の推進

■取り組む事業

事業	内容	担当課
家庭教育の強化	令和元年度より市内小中学校が、学校運営協議会を設置し、 <u>コミュニティ・スクール（CS）活動がスタートしました。</u> 今後は、家庭・学校・地域が協働した活動を推進していきます。	教育振興課 （学校教育班）
	家庭の日の広報活動などを通じた啓発活動を継続します。学校訪問活動や家庭訪問活動等を通して、望ましい家庭教育推進のための支援活動を継続していきます。	少年育成 センター
幼稚園・保育所・小学校の教職員及び園児と生徒との交流	各学校区で、 <u>互恵性のある交流活動を実施し、教職員の交流・連携を充実させていきます。</u> <u>小学校では、子どもの実態に合ったスタートカリキュラムを作成し、保育園では、年長児後半の年間計画を作成して連携を図ります。</u>	教育振興課 （幼保支援班・学校教育班）
地域型保育事業と教育・保育施設との連携	引き続き、地域型保育事業者が連携施設と適切に連携協力できるように支援します。	教育振興課 （幼保支援班）
高知工科大学との連携	<u>学校サポーター制度は小学校を中心に放課後学習等で活用、定着してきており、今後も継続していきます。</u>	教育振興課 （学校教育班）
開かれた学校づくり	<u>市内小中学校に学校運営協議会が設置され、その中で学校関係者評価を実施して、改善を図ります。また、全学校で地域学校協働活動推進員を置き、地域・家庭と学校で協働した活動が図れるようにしていきます。</u>	教育振興課 （学校教育班）
学習指導	各学校で、地域の特性を生かした活動の充実を図ります。充実したキャリアチャレンジデイを実施します。標準学力調査結果から要因分析を丁寧に行い、授業改善に取り組めます。また、研修会を通して、教員同士が授業交流等を行い、自校の授業改善に努めます。	教育振興課 （学校教育班）
思春期保健事業	市内小中学校を対象に、いのちの大切さを学ぶ機会として、各校と連携して実施します。取組成果については、教育振興課とも情報共有を行います。	健康介護支援課 （親子すこやか班）



事業	内容	担当課
子ども読書活動推進計画	保育園、幼稚園、小中学校と連携し、図書館の利用促進を行います。保育園、幼稚園においてはアウトリーチサービスを充実させ、小中学校においては貸出等の依頼に対応します。自館でそろわない資料はオーテピアの一括貸出を利用して必要な資料を提供します。中・高生の利用の促進として、ティーンズ図書の充実を図ります。子ども司書養成講座受講後も図書館事業への協力や活動場所を確保し、継続的な活動ができるよう支援します。	図書館
図書館事業	図書資料を充実させ、利用登録者数および貸出冊数の増加を図ります。イベント内容に変化を持たせ、参加者の増加を図ります。ボランティアと連携した図書館づくりを行い、ボランティア登録者数の増加に努めます。読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティア活動を支援します。	図書館
美術館事業	子ども向けのワークショップは参加しやすい夏休み期間を中心に今後も開催していきます。また、時間的に学校などではできない造形物制作やじっくり絵を描く講座など、幅広い活動を引き続き実施していきます。 小学4年生を対象とした出前授業は、毎年4年生を対象とすることにより作品制作と美術館に個人で来館し、美術鑑賞をする良い機会となっているため今後も継続して実施します。 香美ミュージアムスタンプラリーについては、3館となったことにより館同士がつながるため引き続き実施していきます。 乳幼児とその保護者を対象とした「きっず・あーとぶろじゅくと」は乳幼児の時期から芸術制作や鑑賞する機会に触れることができ、保護者にとっても非日常を体験し気分転換できる貴重な場となっているため、今後も継続して子育て支援ネットワークろばみみに協力していきます。	美術館
体験学習	香美市ふるさとプログラムの実施、山の学習の実施、講演会、研修会の実施など、計画的な事業の実施と内容の充実を図ります。	教育振興課 (学校教育班)
人権学習	学校や参加者と連絡調整を行い、研修内容等に関心の高いものとするなどの工夫をし、参加者数を増やしていきます。学校の協力を得て広く児童に呼び掛け、参加者の増加を図ります。また、協力者、指導者の確保に努めます。参加者増加のために興味の持てる内容にすること、参加しやすい日時を開催すること等、検討します。保護者が参加しやすい日程で開催、また、身近なテーマにするなど工夫します。	生涯学習振興課 (文化班)

第5章 計画の推進体制

1 地域における子育て支援の推進

本計画の基本理念「ともに支え合い 子どもの笑顔あふれる香美市」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育を始めとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業等との連携により、より一層の子育て支援を進めていきます。

それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を生かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

2 計画の点検・評価

本計画における事業は、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「香美市子ども・子育て会議」を評価機関として位置づけ、各年度において、各事業の実施状況を点検、評価し、その結果を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行っていきます。

関係資料

1 香美市母子保健評価指標

■香美市母子保健評価指標

指標名		香美市の状況		
		H27年度	H28年度	H29年度
基盤課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	1 全出生数中の低出生体重児の割合	・低出生体重児 11.4% ・極低出生体重児 0.7% (H26年度)	・低出生体重児 8.1% ・極低出生体重児 1.5%	・低出生体重児 10.7% ・極低出生体重児 1.3%
	2 妊娠・出産について満足している者の割合(★)	73.6%	86.7%	92.0%
	3 むし歯のない3歳児の割合	75.0%	81.5%	84.4%
	4 妊娠中の妊婦の喫煙率(★)	1.8%	1.6%	3.6%
	5 育児期間中の両親の喫煙率(★)	4か月:父36.1%、母4.5% 1.6歳:父39.3%、母6.8% 3歳:父43.0%、母13.1%	4か月:父46.0%、母3.9% 1.6歳:父35.4%、母4.0% 3歳:父43.1%、母7.4%	4か月:父39.9%、母2.9% 1.6歳:父37.7%、母7.6% 3歳:父35.8%、母5.2%
	6 妊娠中の妊婦の飲酒率(★)	1.8%	3.1%	0.0%
	7 乳幼児健康診査の受診率	・4か月児: 88.8% ・1歳6か月児:90.8% ・3歳児: 93.9%	・4か月児: 91.5% ・1歳6か月児:92.5% ・3歳児: 92.6%	・4か月児: 87.4% ・1歳6か月児:94.6% ・3歳児: 97.2%
	8 小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合(★)	※平成30年度のみ調査(中間評価用)		
	9 子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合(★)	※平成30年度のみ調査(中間評価用)		
		※平成30年度のみ調査(中間評価用)		
	10 仕上げ磨きをする親の割合(★)	71.7%	75.2%	76.7%
	11 新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)	・新生児死亡率 0 ・乳児死亡率 0 (H26年度)	・新生児死亡率 0 ・乳児死亡率 0	・新生児死亡率 0 ・乳児死亡率 0
	12 正期産児に占める低出生体重児の割合	・低出生体重児 6.9% ・極低出生体重児 0% (H26年度)	・低出生体重児 9.4% ・極低出生体重児 0%	・低出生体重児 5.6% ・極低出生体重児 0%
	13 妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.4% (H26年度)	94.0%	95.6%
	14 出産後1か月時の母乳育児児の割合(★)	43.6%	53.9%	54.7%
	15 1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合(★)	四種混合 96.1% 麻しん・風しん 93.8%	四種混合 96.3% 麻しん・風しん 96.8%	四種混合 98.3% 麻しん・風しん 98.3%

(★)の指標は「健やか親子 21 (第2次)」において、各市町村等でデータを収集・集計することになっている。

香美市の状況	健やか親子21		調査
H30年度	ベースライン	直近値	
	・低出生体重児 9.6% ・極低出生体重児0.8% (平成24年度)	・低出生体重児 9.4% ・極低出生体重児0.7% (平成29年度)	人口動態統計
89.0%	63.7% (平成25年度)	82.8% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	4か月児健診
80.4%	81.0% (平成24年度)	85.6% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	3歳児健診
2.2%	3.8% (平成25年度)	2.7% (平成29年度)	4か月児健診
4か月:父37.0%、母3.7% 1.6歳:父34.8%、母4.3% 3歳:父31.9%、母4.2%	父親 41.5% 母親 8.1% (平成25年度)	父親 37.7% 母親 6.4% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
0.0%	4.3% (平成25年度)	1.2% (平成29年度)	4か月児健診
・4か月児: 90.1% ・1歳6カ月児:94.6% ・3歳児: 92.8%	(未受診率) ・3～5か月児:4.6% ・1歳6カ月児:5.6% ・3歳児: 8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児:4.5% ・1歳6カ月児:3.8% ・3歳児: 4.8% (平成29年度)	地域保健・健康増進事業報告
84.8%	61.2% (平成26年度)	82.5% (平成30年度速報値)	4か月児健診
<医師> 4か月:71.2% 3歳:81.7%	<医師> ・3.4ヶ月児 71.8% ・3歳児 85.6% (平成26年度)	<医師> ・3.4ヶ月児 77.8% ・3歳児 89.8% (平成30年度速報値)	4か月、3歳児健診
<歯科医師> 29%	<歯科医師> 3歳児 40.9% (平成26年度)	<歯科医師> 3歳児 48.8% (平成30年度速報値)	3歳児健診
78.0%	69.6% (平成26年度)	73.1% (平成29年度)	1.6歳児健診
	・新生児死亡率 1.0 ・乳児(1歳未満)死亡率 2.2 (平成24年度)	・新生児死亡率 0.9 ・乳児(1歳未満)死亡率 1.9 (平成29年度)	人口動態統計
・低出生体重児 7.0% ・極低出生体重児 0%	・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% (平成24年度)	・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% (平成29年度)	新生児台帳
95.1%	90.8% (平成24年度)	93.0% (平成29年度)	地域保健・健康増進事業報告
45.6%	47.5% (平成25年度)	45.8% (平成29年度)	4か月児健診
四種混合 96.8% 麻しん・風しん 96.8%	・三種混合 94.7% ・麻しん 87.1% (平成25年度)	・四種混合 96.8% ・麻しん風しん 91.3% (平成29年度)	予防接種台帳

資料:健康介護支援課

指標名		香美市の状況		
		H27年度	H28年度	H29年度
に基 向盤 課 た 題 B 健 対 学 策 期 ・ 思 春 期 か ら 成 人 期	16	児童・生徒における痩身傾向児の割合 7.1% (市内の中3女子)	1.4% (市内の中3女子)	2.5% (市内の中3女子)
	17	児童・生徒における肥満傾向児の割合 12.8% (小5男女合計)	11.5% (小5男女合計)	7.9% (小5男女合計)
	18	朝食を毎日食っている人の割合 小5 86.3% 中2 78.3%	小5 86.5% 中2 80.7%	小5 81.1% 中2 77.7%
	19	家族など誰かと食事をする子どもの割合 小5 朝食79.2% 夕食85.2% 中2 朝食61.4% 夕食82.1%	小5 朝食77.8% 夕食88.3% 中2 朝食56.0% 夕食82.0%	小5 朝食76.8% 夕食83.8% 中2 朝食58.8% 夕食86.5%
見基 守盤 課 育 題 む C 地 域 子 づ く も の 健 や か な 成 長 を	20	この地域で子育てをしたいと思う親の割合(★) 4か月:94.5% 1.6歳:96.6% 3歳:95.8%	4か月:96.1% 1.6歳:97.3% 3歳:97.3%	4か月:96.4% 1.6歳:98.1% 3歳:98.3%
	21	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合(★)	※平成30年度のみ調査(中間評価用)	
	22	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合(★)	※平成30年度のみ調査(中間評価用)	
	23	積極的に育児をしている父親の割合(★) ・4か月児: 70.4% ・1歳6か月児:69.8% ・3歳児: 57.4%	・4か月児: 72.8% ・1歳6か月児:73.2% ・3歳児: 53.3%	・4か月児: 66.7% ・1歳6か月児:66.2% ・3歳児: 66.7%
	24	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合(★) 44.4%	51.0%	45.3%
うさ重 支を点 援感課 じ題 る① 親に 育 寄 て り 添 く	25	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(★) ・4か月児: 92.7% ・1歳6か月児:81.4% ・3歳児: 69.7%	・4か月児: 91.3% ・1歳6か月児:87.9% ・3歳児: 78.7%	・4か月児: 95.0% ・1歳6か月児:79.7% ・3歳児: 75.6%
	26	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合(★) ・4か月児: 91.7% ・1歳6か月児:84.8% ・3歳児: 76.5%	・4か月児: 88.9% ・1歳6か月児:86.7% ・3歳児: 81.1%	・4か月児: 69.2% ・1歳6か月児:88.2% ・3歳児: 85.4%
	27	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合(★) ・4か月児: 84.3% ・1歳6か月児:94.0% ・3歳児: 85.2%	・4か月児: 93.0% ・1歳6か月児:93.8% ・3歳児: 83.3%	・4か月児: 91.2% ・1歳6か月児:93.4% ・3歳児: 83.0%
防期重 止か点 対ら課 策の題 児② 童 虐妊 待娠	28	体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合(★) ※国の評価指標が「子どもを虐待していると思われる親の割合」から修正となったため、同様に修正(R元年より) ・4か月児: 91.0% ・1歳6か月児:78.0% ・3歳児: 55.5%	・4か月児: 86.8% ・1歳6か月児:81.9% ・3歳児: 55.0%	・4か月児: 84.2% ・1歳6か月児:76.7% ・3歳児: 58.4%
	29	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合(★) 97.2%	97.6%	97.1%

(★)の指標は「健やか親子 21 (第2次)」において、各市町村等でデータを収集・集計することになっている。

香美市の状況 H30年度	健やか親子21		調査
	ベースライン	直近値	
1.5% (市内の中3女子)	学校保健統計調査 2.0% (平成25年度)	学校保健統計調査 1.9% (平成29年度)	学校保健統計調査に準じた児童・生徒 による痩身・肥満傾向児の割合調査
7.8% (小5男女合計)	9.5% (平成25年度)	8.9% (平成29年度)	学校保健統計調査に準じた児童・生徒 による痩身・肥満傾向児の割合調査
小5 90.9% 中2 77.7%	朝食を欠食する子どもの割合 ・小学6年生 11.0% ・中学3年生 16.3% (平成22年度)	朝食を欠食する子どもの割合 ・小学6年生 15.2% ・中学3年生 20.2% (平成30年度)	食生活アンケート
小5 朝食78.5% 夕食89.8% 中2 朝食57.3% 夕食85.4%	・小学5年生 朝食84.0% 夕食97.7% ・中学2年生 朝食64.6% 夕食93.7% (平成22年度)	同左	食生活アンケート (家族と週5日以上一緒に食べる割合)
4か月:96.3% 1.6歳:96.4% 3歳:95.8%	91.1% (平成26年度)	94.5% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
90.5%	91.0% (平成26年度)	90.2% (平成30年度速報値)	4か月児健診
31.3%	52.3% (平成25年度)	69.2% (平成30年度速報値)	4か月児健診
・4か月児: 63.4% ・1歳6か月児:64.2% ・3歳児: 67.3%	47.2% (平成25年度)	59.9% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
48.9%	38.2% (平成25年度)	46.5% (平成29年度)	1.6歳児健診
・4か月児: 90.4% ・1歳6か月児:85.6% ・3歳児: 74.7%	・3・4ヶ月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% (平成25年度)	・3・4ヶ月児 87.9% ・1歳6か月児 78.8% ・3歳児 72.2% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
・4か月児: 72.7% ・1歳6か月児:80.0% ・3歳児: 84.6%	83.4% (平成26年度)	81.3% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
・4か月児: 94.1% ・1歳6か月児:97.7% ・3歳児: 80.7%	83.3% (平成26年度)	89.4% (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
・4か月児: 87.5% ・1歳6か月児:75.2% ・3歳児: 60.1%	・3・4か月児 95.2% ・1歳6か月児 90.5% ・3歳児 85.5% (平成26年度)	・3・4か月児 92.1% ・1歳6か月児 80.3% ・3歳児 61.1% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)	4か月、1.6歳、3歳児健診
98.5%	94.3% (平成26年度)	97.3% (平成29年度)	4か月児健診

資料:健康介護支援課

2 香美市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第23号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。第3条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として香美市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

（香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）の一部を次のように改正する。

3 香美市子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏 名	所 属
1	竹内 有子	前主任児童委員
2	五藤 雅代	新改保育園園長
3	川越 典子	ひまわり保育園園長
4	福留 恵子	第二土佐山田幼稚園園長
5	森田 卓志	大宮小学校校長
6	前田 千津子	前児童クラブ指導員
7	鎌田 知世	香美市保育園保護者連合会会長
8	嶋村 正一	元香美市小中学校PTA連合会会長
9	大石 江美	香美市子育て支援センター利用者
10	近藤 純次	NPO法人いなかみ代表理事
11	酒井 美枝	中央東福祉保健所次長兼健康障害課長
12	竹平 豊久	前香美市教育委員（令和元年 10 月末日まで）
	小松 清貴	香美市教育委員（令和元年 11 月 1 日から）
13	日向 國雄	香美市教育振興基本計画推進委員
14	川俣 美砂子	高知大学教育学部准教授
15	福石 賢一	高知工科大学共通教育教室准教授

（敬称略・順不同）

第 2 期 香美市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和元年●月

発 行：香美市

編 集：香美市教育委員会 教育振興課 幼保支援班

〒 782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1-2-1

TEL：0887-53-1088

FAX：0887-57-0123
